

第5章 基本方針

第1節 基本理念

史跡本證寺境内は、「徳川家康が三河を統一する画期となった三河一向一揆に関わる寺院境内地として重要であるとともに、浄土真宗寺院の伽藍のあり方をはじめ、我が国の仏教信仰のあり方を知る上で重要である」（文化審議会答申）ことから国の史跡に指定されている。また史跡の中心部分の中世以来の歴史をもつ寺院境内地となっている。これまでの発掘調査等各種調査検討により、内堀に囲まれた本堂と庫裏が建つ境内と、東西約320m、南北約310mの規模で外堀に囲まれた二重の構造をもつ寺内の存在が判明している。

これら本證寺境内の史跡としての本質的価値を構成する要素である地下に埋蔵された堀等の遺構や現存する歴史的建造物を確実に保存するとともに、これらの価値を市民が見てわかるよう顕在化させる整備を図るものとする。

また、整備を通して史跡の価値が広く知れ渡り、身近な文化財としてその保存管理や利活用に市民の一層の参画を得ることで地域の誇りとなるよう、文化財の保護と有効活用を図る。

以上のことから、史跡本證寺境内の整備の理念を次のように設定する。

◆整備の理念

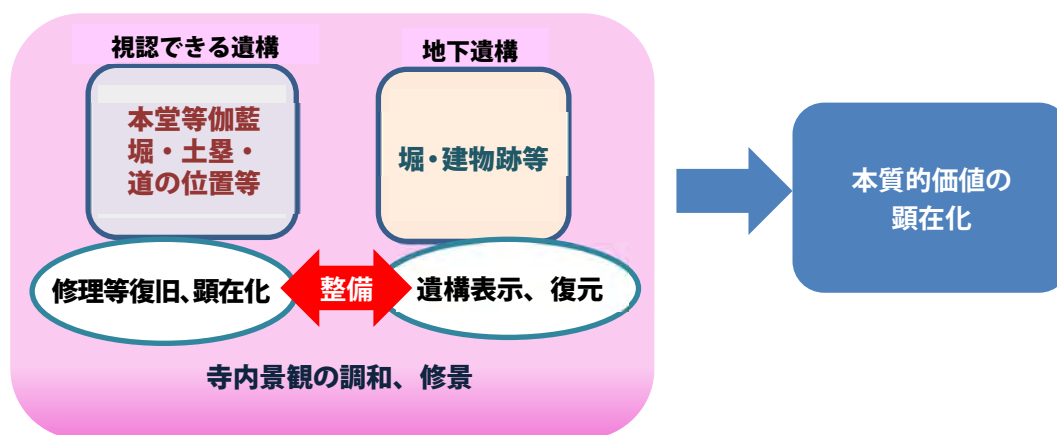
現在に寺観を継承する史跡本證寺境内の本質的価値を保存し、これらを顕在化させる整備を進めるとともに、市民との協働によって史跡に対する理解と誇りを醸成する

第2節 整備の基本方針

1. 国指定史跡本證寺境内の本質的価値を顕在化させる整備を行う

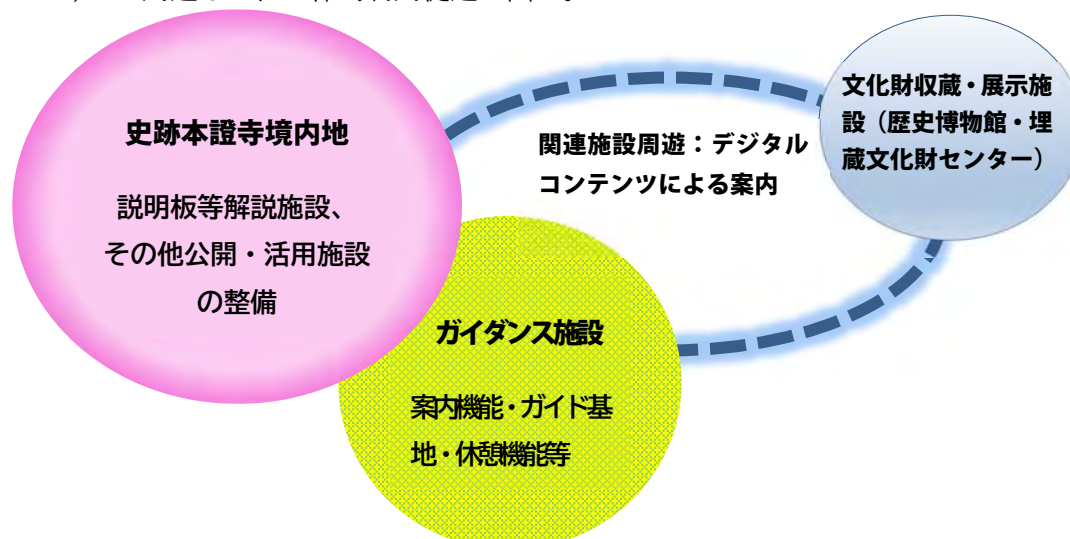
史跡本證寺境内には、史跡の価値を構成する重要な要素である堀・土塁等の遺構や江戸時代の伽藍建造物が現存することから、これらを保存継承していくことが必要である。また、発掘調査からは戦国期の遺構と、その後の寺院・寺内の復興を物語る江戸時代の遺構が重複して検出されている。これらのうち、視認できる遺構や歴史的建造物などについては必要に応じた修理・復旧を含めた保存措置や顕在化を行う。

また、史跡の特徴である堀や土塁などの遺構が一部視認できるものの、その多くは築造当時の形状とは著しく異なる。寺内を囲む外堀に至ってはほとんどが埋没して地上に残存しないため、調査に基づく復元や表示等の整備によって視覚的に理解できるよう顕在化する。整備に際しては、地形の保全や復元、農地や集落といった周辺環境との調和を図る。



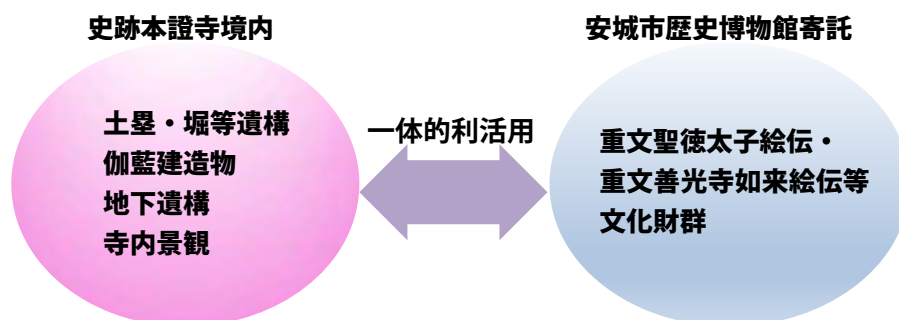
2. 史跡の理解を深め、史跡全体が親しまれる空間となるよう必要な施設等の整備を図る

史跡本證寺境内の本質的価値をより理解できるよう、ボランティアガイドの育成・支援や現地での説明板等の整備、解説手段としてスマートフォンアプリやナビゲーションなどのデジタルコンテンツの導入、学校教育との連携などの充実を図る。また、3で掲げる文化財群の一体的な価値の理解のため、史跡の案内・解説を行うガイダンス施設の整備において、総体としての本證寺の価値を理解できるよう案内解説するとともに、文化財収蔵・展示施設(歴史博物館・埋蔵文化財センター)との周遊など、一体的利用促進を図る。



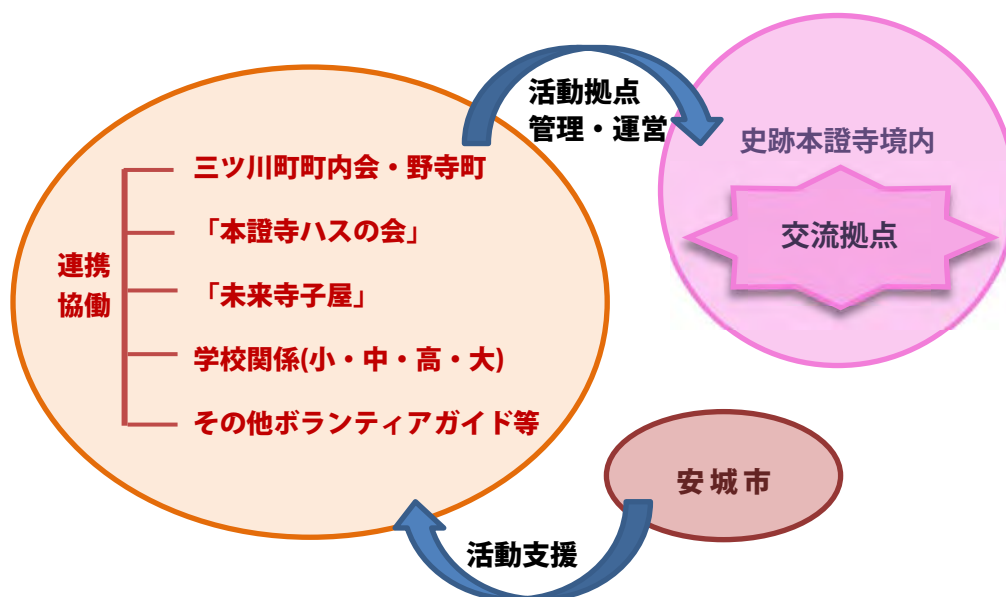
3. 本證寺とそこで保存継承されてきた文化財群の一体的な価値の理解を図る

本證寺は長い歴史の中で膨大な文化財群を今に伝えている。境内に現存する建造物や、安城市歴史博物館に寄託されている重要文化財 聖徳太子絵伝・善光寺如来絵伝をはじめとした、数多くの指定・未指定文化財があり、分散保存されている。これら文化財は総体として本證寺の歴史や文化を物語るものであることから、史跡や建造物と寄託保管されている文化財の一体的な価値の理解を図るとともに公開を推進する。



4. 寺内で共有されてきた伝統や文化を次代に継承するとともに、市民との協働により、交流拠点としての役割を継承・発展する

本證寺のある野寺町では「おきょうえんさん」といった寺内で共有されてきた伝統文化や、地域の人々が中心となってハスのある景観を取り戻した「本證寺ハスの会」などの本證寺の価値の継承に携わる活動組織がある。また、本證寺という歴史資源を核としたまちづくりへの市民の参画等を目指したワークショップ「未来寺子屋」も行われている。これら諸活動の支援や、史跡に関わる組織づくりの支援等を行うなど、史跡の公開活用における市民の積極的な参画を促すことで、寺の持つ交流拠点としての役割を継承・発展させるとともに、地域の歴史への理解と誇りを育む。



第3節 整備テーマ

第5章_第1節(P114)の整備の理念で「史跡本證寺境内の本質的価値を保存し、これらを顕在化させる整備を進めるとともに、市民の協働によって史跡に対する理解と誇りを醸成する」としている。また第2節(P115)では理念の具体化のための整備の基本方針を示した。ここでは、史跡本證寺境内の整備の推進の方向性を具体的にイメージできるものとして「整備テーマ」を設定する。

整備テーマを設定するにあたっては、整備のポイント（力点）となる項目としてまず以下の3つに整理した。

1. 潜在化した価値の掘り起こし：史跡を特徴づける堀と土塁の顕在化

史跡本證寺境内の本質的価値を構成する要素のうち、特に「堀と土塁」は史跡本證寺境内を特徴づける要素である。現在、堀と土塁遺構は修復が必要な箇所や、十分な公開活用がなされていない区域、地下に埋没して地上に痕跡をとどめていない箇所があることから、最新の調査の成果を反映した保存・活用によって現地で史跡の価値を理解してもらうことを本整備計画の重要なテーマとする。

「堀」は、現存遺構は必要に応じた保存整備と公開活用を図り、埋没区間については公有地等可能な箇所については表示等整備によってその位置や範囲の顕在化を図る。

「土塁」は、現存土塁以外では明瞭な遺構は未確認のため、庫裏北側に遺存する土塁が現時点では唯一の遺構である。現存する土塁は、時代の要請により変遷を遂げたものであり、江戸時代以降の本證寺の歴史を物語る貴重な遺構である。史跡の本質的価値のひとつである「歴史の継承」の上からも、遺構の保存（現状維持、破損箇所の復旧）を目的とした整備を行うものとする。

2. 寺内を構成する要素の保存・活用による本證寺寺内景観の顕在化

堀・土塁の整備による史跡の価値の顕在化とともに、堀に囲まれた寺内域に遺存する歴史的建造物等の保存整備や植物・動物の適切な育成環境の保全と、これらを円滑に見学できる動線・サイン整備をはじめとする公開活用のための施設の整備を行う。整備にあたっては、現在も宗教活動を行う本證寺境内や、その周辺の寺内（主に集落からなる境内東側、集住がみられない境内西側等）の現状の土地利用等との調整・調和を図りながら、場に応じた整備により本證寺寺内景観の顕在化を図る。

寺内を構成する主要な要素の顕在化を図ることで、寺内に住む住民の連携や寺内文化の継承、寺内景観の修景、史跡の保護等に向けた共通認識をもってもらうことも目指すものである。

3. 基本とする整備の年代

地下に埋蔵されている遺構の可視化については、帯状に延びる堀の形状の面的表現が可能な公有化が完了している寺内西側の地区で、先行して一連の堀の遺構整備を行う。

外堀の遺構に関しては、戦国期と江戸時代後期の2時期の遺構が確認されている。それぞれに歴史的意義は大きいですが、寺内の中心である本證寺に残存する遺構が江戸時代後期に整備された建造物であること、伽藍の整備と一連の整備として堀が再掘削さたと考えられていることから

整備の年代は江戸時代後期を基本とする

なお、堀の掘削は戦国期の堀を起源としており、本證寺境内が日本史上重要な歴史の表舞台に登場した時代を象徴する重要な遺構であることから、戦国期の堀についても説明板等でわかりやすく解説する。

また残存する土塁は江戸時代後期以降の改修を経ている箇所もあるが、本證寺の歴史を物語る貴重な遺構であることから、これら時代の異なる遺構についても正確な情報提供の上、必要に応じた保存整備を行う。現存する土塁と江戸時代後期の堀遺構（地下遺構）が重複する箇所については、現存土塁の保存を第一義とする。

以上から、整備のテーマを次のように設定する。

◆整備テーマ

史跡本證寺境内を特徴づける

一向一揆の時代から江戸時代を通じて継承された寺内景観の

顕在化による史跡に対する理解と誇りの醸成

堀に囲まれた本證寺・寺内景観の再生

—寺内景観の再生による江戸時代以来の文化の共有と伝統の継承—

第6章 整備基本計画

第1節 地区区分と地区別整備計画

(1) 大区分(エリア区分)と整備方針

計画対象範囲を遺跡の特徴や遺構の保存状況、土地所有等に応じて区分し、短期事業に限らず中長期事業を見据えた整備方針を示す。

寺内は遺跡の特徴である二重の堀を軸に**内堀に囲まれた現境内(内堀含む)エリア**と、**外堀に囲まれた寺内(外堀含む)エリア**に分ける。これに外堀と接する**外堀外エリア**の3つとする。

内堀に囲まれた現境内(内堀含む)エリア(以下「内堀エリア」)は、本堂や庫裏といった歴史的建造物の他に堀や土塁が視認できることから、史跡が有する価値を保存・公開するための整備を推進していく。

外堀に囲まれた寺内(外堀含む)エリアの内、本證寺現境内である庫裏の北側には、堀や土塁が視認できることから、内堀エリアと同様の整備を推進していく。公有化により本證寺現境内と一体的な活用が可能となる範囲は、堀の表示や解説板等による顕在化、史跡見学や史跡地内での様々な活動に目を向けた整備を推進していく。史跡指定地であるものの、早期の整備が難しい箇所については、現状維持に必要な管理や史跡としての風致を形成するための修景を図る。史跡の未指定範囲については、各種調査による学術的な価値の解明と追加指定等の保存に向けた取り組みを推進していく。

外堀外エリアについては、利用者の利便性向上と遺跡を総合的に理解してもらうための施設整備を推進する。

遺跡の特徴から大区分したものの、整備方針がエリアを跨ぐものや、エリア内で方針に差があることから、次項にて各エリアをさらに区分した上で整備計画を定める。



図 6-1 大区分図

(2) 細区分(地区区分)と地区別整備計画

① 細区分

堀を軸に3つに区分したエリアは、多様な空間から構成していることから、期待する役割に応じて7つに細区分する。各地区の中には特に主要な遺構(推定地含む)が分布するため、4章の計画地の現状でとりまとめた「内堀A区」や「内堀B区」、「外堀B区」など場所を特定する名称をそのまま用いる。

ア) 内堀に囲まれた現境内(内堀含む)エリアの細区分

江戸時代の歴史的建造物や堀・土塁があることから、江戸時代の本證寺伽藍を踏襲する史跡の中核となる。本堂や鼓楼等の主要堂宇がある**本堂地区**、庫裏や裏門等がある**庫裏地区**に区分する。

主要な遺構として本堂地区を囲む内堀(水)部分を内堀A、庫裏地区を囲む内堀(乾)部分を内堀B、庭園に接する内堀(水)部分を内堀C、庫裏の北側に残る土塁に内土塁がある。

イ) 外堀に囲まれた寺内(外堀含む)エリアの区分

発掘調査にて外堀の大部分が残存することが確認され、庫裏の北側には土塁が残存する。エリア西側では堀以外の主要な遺構が未確認であるに対し、東側では百姓家に関連する遺構・遺物が確認されている。

北側の土塁が残存する範囲を**寺内北堀・土塁地区**、「伽藍絵図」には堀以外の表記が無い西側を**寺内西地区**、東側から南側を**百姓家・屋敷地・角寺地区**に区分する。

主要な遺構として寺内西地区の北から南へ続く堀を外堀A、同地区南端の寺内南西出入口から南へ延びる堀を外堀Bとする。寺内北堀・土塁地区を巡る堀を外堀C、土塁を外土塁がある。

百姓家・屋敷地・角寺地区には「伽藍絵図」から角寺、家老・代官・侍屋敷があると想定されているが、大半が民有地で史跡指定されていない。角寺のうち、史跡指定地の宗玄寺跡を角寺A、未指定地の金龍寺跡と照護寺跡、善證寺を角寺B、代官・侍屋敷跡地を代官・侍屋敷、家老屋敷跡地を家老屋敷がある。地区の周囲を巡る外堀は、寺内東入口の南側にある江戸時代に掘削された堀(現在は池)が外堀D、外堀D以外の史跡指定された堀を外堀E、遺構確認調査で堀遺構が確認されている2か所が外堀F、堀が想定されるものの未確認である部分として外堀Gがある。

ウ) 外堀外エリアの細区分

史跡に隣接しており、一体的利用が可能なエリア。公有化した部分を外堀A地区、公有化を計画している部分を外堀B地区に細区分する。

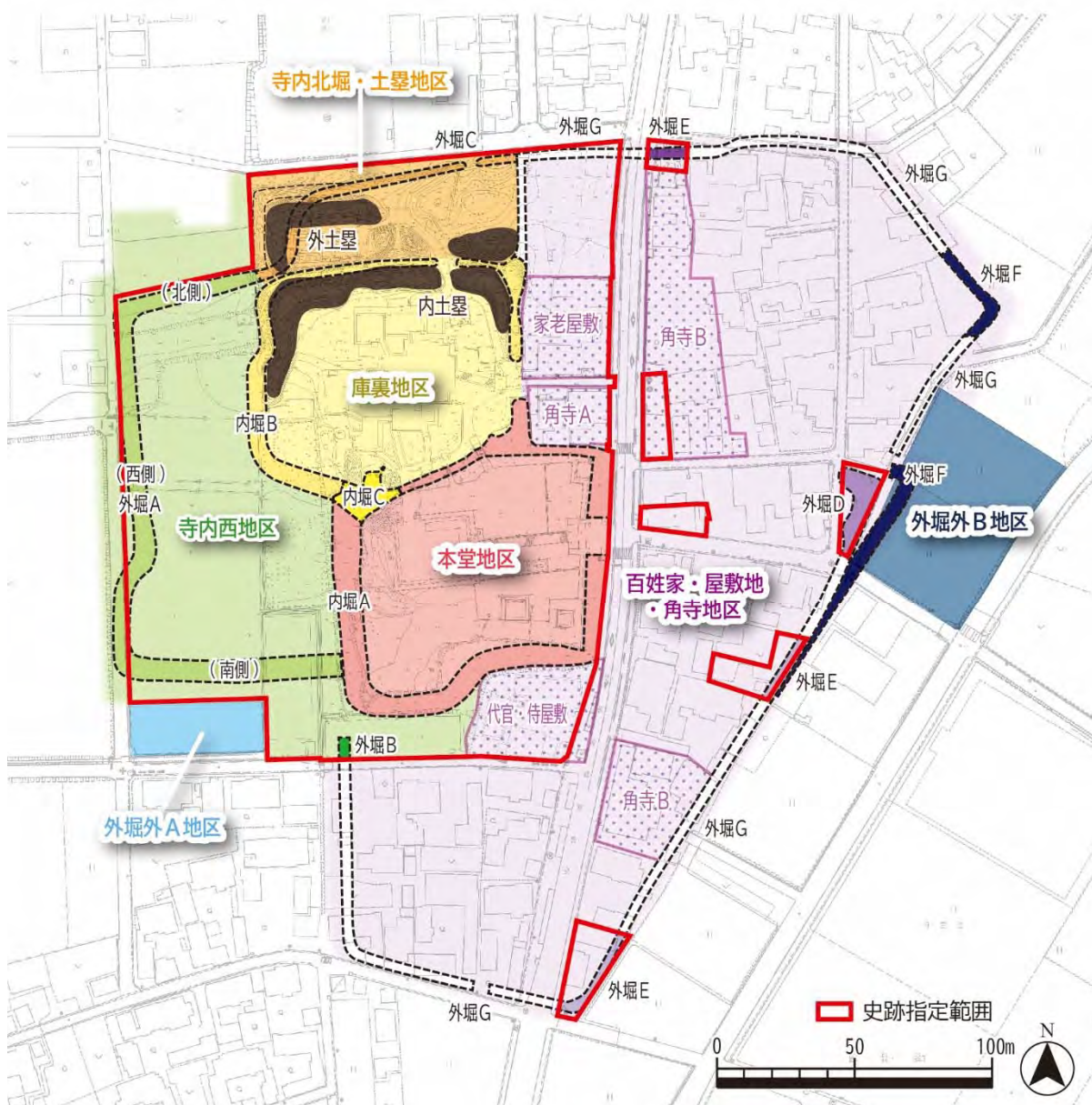


図 6-2 細区分(地区区分)図

表 6-1 地区区分

大区分	細区分	主要遺構	地区の主要遺構、所有状況等	遺構時代	史跡
内堀に囲まれた現境内 (内堀含む)エリア	本堂地区		本堂・鼓楼・鐘楼・経蔵・その他遺構	江戸時代後期	指定
		内堀A	本堂地区を囲む(水)	江戸時代後期 (一部下層・戦国期)	
	庫裏地区		庫裏・裏門・その他遺構	江戸時代後期	指定
		内堀B	庫裏地区を囲む(乾)、一部公有地	上層：江戸時代後期 下層：戦国期	
		内堀C	庭園に取り込まれている(水)	江戸時代後期	
		内土塁	庫裏の北側内堀に付随	江戸時代後期か	
外堀に囲まれた寺内 (外堀含む)エリア	寺内西地区		井戸、溝、遺構、沼、公有地(一部民有地) 絵図では空白地となっている	室町時代 戦国期 戦国期～江戸時代	指定 (一部未指定)
		外堀A	寺内西側・北側(乾)、南側(水)	上層：江戸時代後期 下層：戦国期	
		外堀B	寺内南西出入口、南側(乾)	上層：江戸時代後期 下層：戦国期	指定
	寺内北堀・ 土塁地区		地形の高まり、墓地	近代以降か (自然地形?)	指定
		外堀C	庫裏の北側(乾)、寺内北出入口	上層：江戸時代後期・後 期以降幕末か 下層：戦国期か	
		外土塁	庫裏の北側、内堀の外側にある	江戸時代後期か	
	百姓家・屋敷地・ 角寺地区		鍛冶関連遺構、井戸、区画溝等遺構 柱穴、区画溝等遺構	戦国期 江戸時代後期	指定 (一部未指定)
		外堀D	寺内東出入口、南側(現池)、民有地(野 寺町地縁団体)	江戸時代後期	指定
		外堀E	一部窪みとして残存、民有地	江戸時代後期か	指定
		外堀F	北東角(乾)(将来指定・公有化を検討)	上層：江戸時代後期 下層：戦国期	未指定
			寺内東出入口、南側(乾)	戦国期のみ	
		外堀G	外堀A～F以外、民有地	江戸時代後期か	未指定
		角寺A	宋玄寺跡	江戸時代後期か	指定
		角寺B	金龍寺・照護寺跡、善證寺	江戸時代後期か	未指定
		家老屋敷地	民有地	江戸時代後期か	指定
		代官・ 侍屋敷	大正9年(1920)築の民家が建つ、公有 地	江戸時代後期か	指定
外堀外 エリア	外堀外A地区		寺内西地区南側、公有地		未指定
	外堀外B地区		外堀F(寺内東出入口)東側、 民有地(遺構保存及び活用・修復施設 用地として公有化を検討)		未指定

② 地区別整備計画

細区分した7つの地区が有する特性から整備の方向性を定めるとともに、中心となる整備を以下に示す。大区分の整備方針で示したように、当面は本證寺現境内と公有地(本堂地区・庫裏地区・寺内西地区・寺内北堀・土塁地区、外堀外A地区、百姓家・屋敷地・角寺地区のうち代官・侍屋敷地の大半)が公開活用を中心とする。

◆本堂地区

▶ 整備の方向性：江戸時代以来の歴史的景観の継承と、人々をつなげる空間

- 江戸時代から伝わる歴史的建造物の保存管理と必要に応じた復旧を行う。災害から建造物を守るための防災施設及び体制を整える。
- 内堀Aの水際(石垣・石積含む)の状況に応じた復旧を行う。
- 今後の各種調査成果に基づき、消失建物の表示等整備を検討する。
- 史跡の入口として、史跡案内板の設置や各遺構の理解を深めるため解説板等を設置する。
- 集いの場としての役割の継承のために必要な管理・便益施設等を設ける。
- 庫裏地区と一体的活用を図るため、既存通路(橋)を多くの利用者が利用可能な仕様に改修する。

◆庫裏地区

▶ 整備の方向性：江戸時代の面影を残した建造物及び堀と土塁を活かし公開・活用する空間

- 江戸時代から伝わる庫裏の文化財指定に向けた取り組みと修理を計画的に行う。
- 内土塁は土砂流出により築造時の形状ではないものの、並行する内堀Bや外土塁と相まって、現状でも江戸時代の姿を想起させる貴重な空間であることから、現状保存を基本とし必要な措置を講じる。
- 庫裏や書院庭園において、破損が進行している箇所については早期の保存措置を講じる。
- 遺跡の特徴である二重の堀が視認できるようにするため、埋没した江戸時代後期の内堀Bを顕在化する。
- 地区内にある主要遺構の解説板を設置する。
- 庫裏や昭和期の再建建造物を利用した活用を図る。再建建造物の修理を行う際は原型調査と復元検討を行う。
- 内堀Cと一体となった書院庭園は、各種調査により学術的価値を明らかにする。
- 本堂地区と寺内北堀・土塁地区を連絡する既存の通路(橋含む)を動線として利用する。動線整備に際しては、居住者のプライバシーに十分配慮する。

◆寺内西地区

▶ 整備の方向性：遺構表示により史跡・歴史への興味・理解を深める多目的な空間

- 埋没した江戸時代後期の外堀Aを連続的に顕在化して、遺跡の特徴である二重の堀が視認できるようにする。
- 発掘調査にて検出した戦国期の堀については、解説板を設置して顕在化を図る。
- 主要な遺構が検出されなかった外堀Aの内側は広場として整え、ベンチや緑陰樹を設け多目的な利用に供する。

- 地区内を巡る動線は、隣接する寺内北堀・土塁地区や代官・侍屋敷地、外堀外A地区と一体的な活用を考えた配置とする。
- 本堂背後に位置する樹林帯は、伐採及び剪定により史跡に相応しい景観に整える。

◆寺内北堀・土塁地区

▶ 整備の方向性：ホンモノの外堀・土塁に触れることで史跡の特徴を体感する空間

- 外堀Cと外土塁の一部は幕末に改変を受けているものの、本史跡が有する価値のひとつであることから、現状保存を基本とし必要な措置を講じる。
- 庫裏地区と合わせて見学することで、遺跡の特徴である二重の堀と土塁遺構を視認できる唯一の地区であり、間近に見学するための動線整備や解説板の設置を行う。
- 樹木が密生している部分は、ホタルの棲息域を保全した上で、伐採及び剪定により修景を図る。
- 庫裏地区と寺内西地区を連絡する動線を新たに設ける。

◆百姓家・屋敷地・角寺地区

▶ 整備の方向性：江戸時代以来の寺内の痕跡をたどる空間

- 公有化した代官・侍屋敷地は、大正期の建物を史跡の案内や学習、ボランティア拠点など新たな魅力を創出できるように有効活用する。
- 地区の大半を占める宅地(民有地)については、寺内にふさわしい集落景観の保全修景の形成や防災体制の整備に向けて支援を行う。
- 外堀や屋敷地・角寺跡等主要な遺構想定地については、各種調査による遺構の解明と条件が整った場所から追加指定や公有化、整備を進めていく。

◆外堀外A地区

▶ 整備の方向性：来訪者のための便益施設の提供

- 史跡に隣接する公有地として、駐車場やトイレ、休憩機能等の便益施設を設ける。
- 車によるアクセスの見学・利用起点となるため、史跡の入口である本堂地区(大門)方面や隣接する寺内西地区への誘導を行う。

◆外堀外B地区

▶ 整備の方向性：史跡の公開活用拠点

- 史跡の入口である本堂地区(大門)に近く、車によるアクセス動線の利便性が高いことから、貸し切りバス等大型車輛も含めた駐車場及び史跡本證寺境内をわかりやすく理解・学習できるガイダンス施設を将来的に設ける。

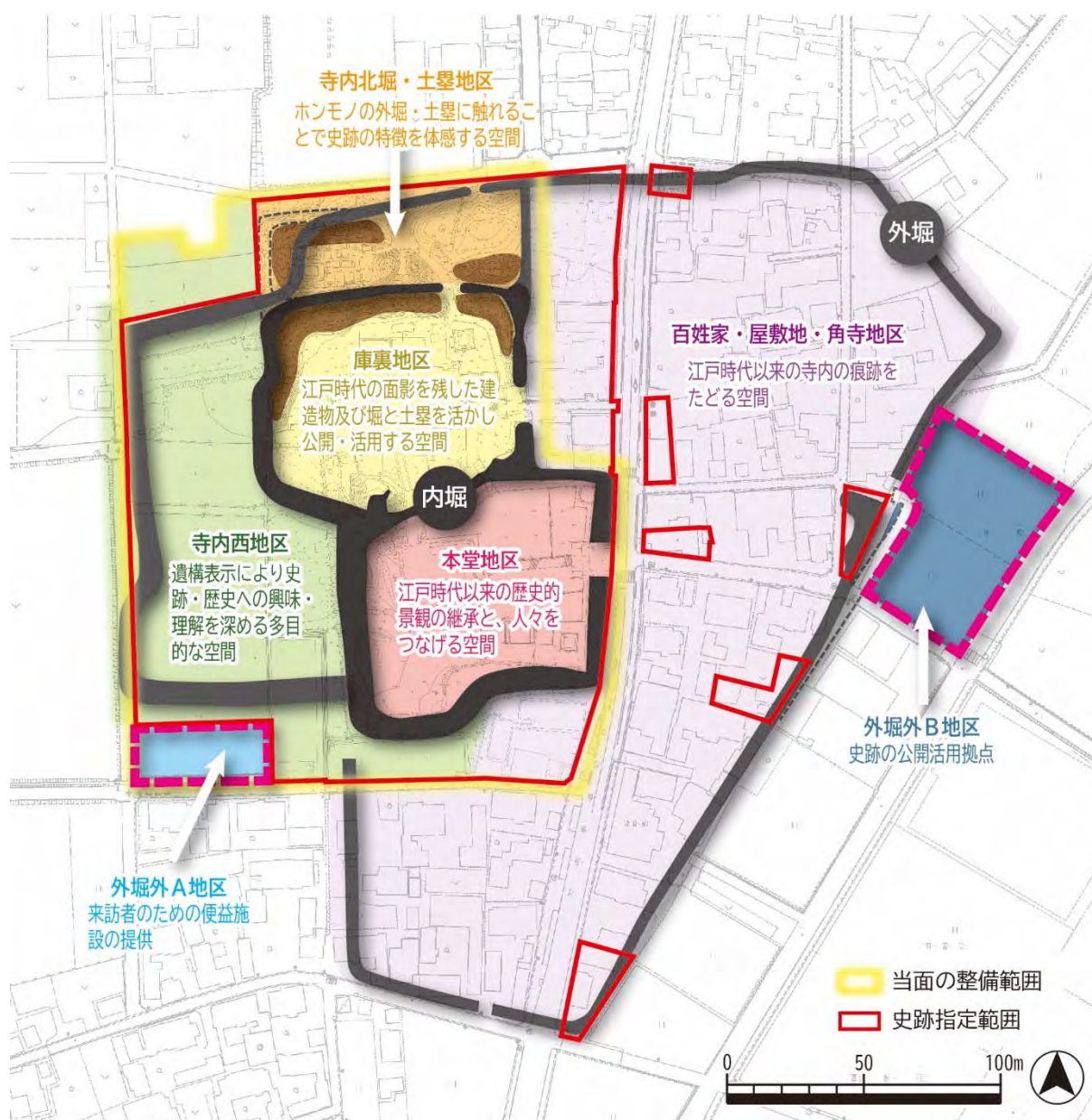


図 6-3 各地区の整備の方向性

前述したように、当面は本證寺現境内と公有化した範囲(本堂地区・庫裏地区・寺内西地区・寺内北堀・土塁地区、外堀外A地区、百姓家・屋敷地・角寺地区のうち代官・侍屋敷地の大半)が公開活用を中心となる。次節以降に取りまとめる項目ごとの整備計画については、これらの範囲における整備と、整備に必要な各種調査を中心にとめる。

第2節 堀の保存・活用

(1) 堀の区分と当面整備範囲

内堀は、主要な遺構として湛水・乾性の状態や庭園との関係から、内堀A～Cの3つに区分している。いずれも本證寺現境内もしくは公有化していることから、全域で保存・活用を目的とした整備が可能である。

外堀は、史跡指定や公有化の状況、視認の可否等から外堀A～Gの7つに区分している。このうち当面整備が可能な範囲は、本證寺現境内もしくは公有化している外堀A～Cとなる。

外堀E～Gは、範囲確認調査⇒追加指定⇒公有化⇒整備(調査含む)の手順で計画的に進めていく。令和4年3月時点での取り組み状況を下表にまとめる。

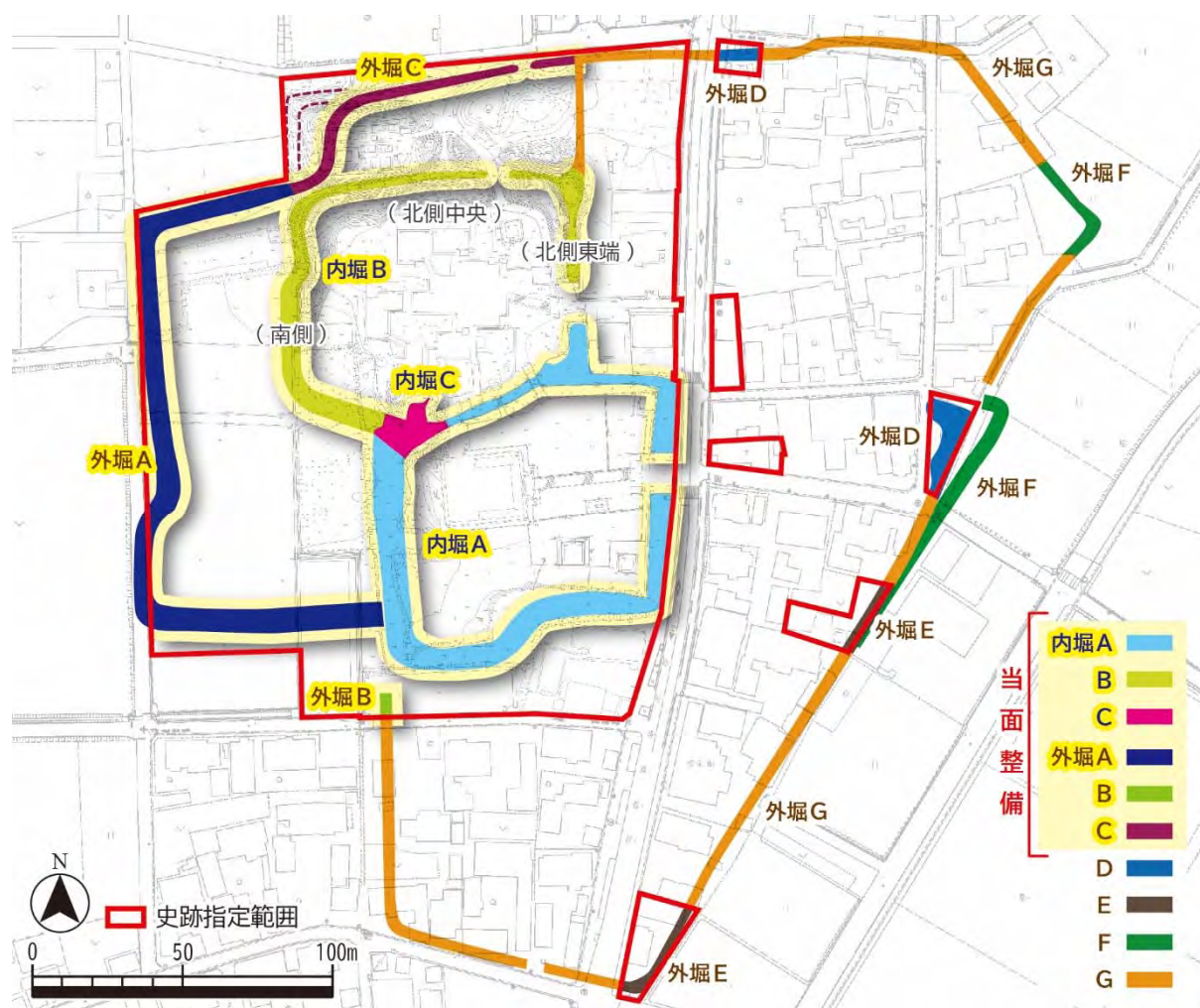


図 6-4 堀の区分と当面整備範囲図

表 6-2 外堀D～Gの取り扱い方針(◎は済み、▲は◎に向けて可能なものから取り組む)

	範囲確認等調査	追加指定	公有化	整備(調査含む)	特記
外堀D	▲	◎	—	▲	視認できることから解説板を設置する
外堀E	▲ (一部◎)	◎	▲	▲	
外堀F	◎	▲	▲	▲	面的整備が可能なことから早期の追加指定・公有化を目指す
外堀G	▲	▲	▲	▲	

(2) 整備の考え方

◆内堀A：遺構の保存と修景を目的とした整備を行う

江戸時代以来、水を湛える堀の景観を今後とも継承するため、状況に応じて必要な措置を講じていく。項目ごとに整備の考え方をまとめるが、場所によって堀の保存状況が十分把握できていないことから、具体的な仕様については発掘調査によって得られた知見を基に、場所毎に検討していく。また、遺構の保存を優先しながら、水質浄化やハスの生育等の史跡として景観回復や維持を目的とした整備を合わせ行う。

<堀岸>

- 石垣護岸 土橋北側：現状を維持するため、遺構の保存環境の改善を図る
土橋南側：令和4年度に積直しを実施
- 石積護岸：現状維持に必要な措置を講じる
- 土(土羽)の水際：水際の浸食防止措置を図る

<現堀底>

地山及び遺構に影響のない範囲でヘドロやゴミ、腐葉土などの堆積土等の除去を行う。

<堀水>

明治用水を土橋の南北から給水するとともに、堀の水を外部に抜くための排水施設を新たに設け、堀水の循環を促すことで水質の浄化を図る。給排水の具体的な整備内容については本章第6節の造成・雨水排水、堀水循環計画に示す。

◆内堀Bの視認できる区間：堀の形状回復と園路としての利用を考慮した整備を行う

北側中央は、昭和期の堆積物を一部除去することで堀の形状を明確にし、東端から続く一連の遺構であることが理解できるようにする。

北側東端の内堀は土塁に挟まれ土塁天端から現堀底までかなりの高低差があることから、来訪者に堀の構造や規模、迫力を伝えるため、現堀底を園路として利用する。来訪者の踏圧により遺構が破損しないよう必要な措置を講じる。

土塁から続く斜面の保存(安定化)については、次節の土塁の保存にて言及する。

◆内堀Bの埋没している区間：江戸時代後期の堀を平面的に表示して内堀に囲まれた範囲を明確にする

南西部の埋没箇所は発掘調査により堀の位置を確認し、堀幅を平面的に表示する。途切れた内堀Bを内堀Cまで表示整備することで、内堀が連続していたことを明確にする。後述する外堀の表示整備と区別するため、表面仕上げや材質、色彩に差を付ける。

◆内堀C：各種調査により学術的価値を解明する

庭景の一部として堀が取り込まれた際に石組護岸に改変されたもので、詳細は不明である。発掘調査により作庭年代の特定を行うとともに、庭園部分と合わせて保存・活用方針について検討していく。

<石組護岸>

現状はとくに破損がみられないが、樹木の根により破損する可能性がある。良好な保存環境の維持に努める。

<現堀底>

地山及び遺構に影響のない範囲で腐葉土や堆積土等を除去して庭景の回復を図る。

◆外堀A：江戸時代後期の堀を平面的に表示して二重の堀を明確にする

これまでの発掘調査により確認された北側から西側、南側まで続く堀を平面的に表示する。堀を連続して整備する効果として、寺内西地区からも水を湛える内堀Aと表示整備を行う内堀Bを視認することができ、遺跡の特徴である二重の堀を現地にて理解することが可能となる。前述した内堀の表示整備と区別するため、表面仕上げや材質、色彩に差を付ける。

北側の堀肩部分は史跡外となるため、北側農地部分の追加指定・公有化を図り、西側で一部市道にかかる部分は当面は現状維持とする。

外堀A全体が埋没して視認できないことから、平面表示では外堀Cと一連の構造や機能を有していたことを来訪者が理解することは難しい。外堀Cが内堀Aに接続する部分についても同様のことが言える。接点部分に堀幅の表示や遺構解説板の設置等により、遺構の正しい理解を促すための工夫を施す。

◆外堀B：江戸時代後期の堀を平面的に表示して史跡指定地外に堀が延伸することを示す

外堀に囲まれた範囲(寺内)は、史跡指定地に限らず広域に及んでいることを理解してもらうため、短い区間であるが平面的に表示する。

◆外堀C：遺構の保存と園路としての利用を考慮した整備を行う

ここでの外堀Cは、視認できる江戸時代後期以降（幕末か）に整備されたとみられる墓地の周囲を巡る堀部分（【図6-5】参照）を対象とする。

現堀底に生育する樹木を伐採して遺構の保存を図るとともに、寺内西地区と庫裏地区を連絡する園路として利用することから、来訪者の踏圧により遺構(現堀底部分)が破損しないよう必要な措置を講じる。

土塁から続く斜面の保存(安定化)については、次節の土塁の保存にて言及する。

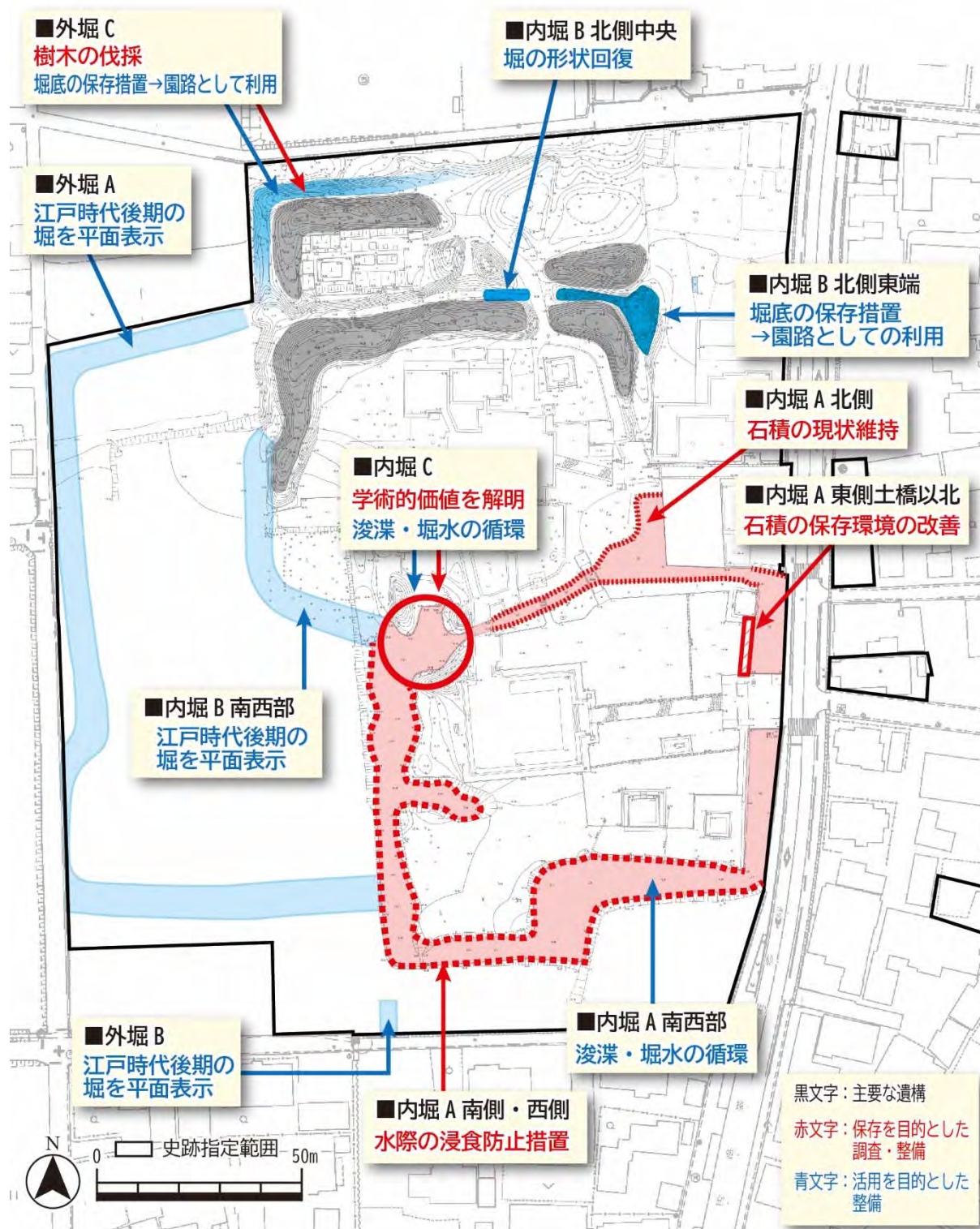


図 6-5 堀の調査・整備内容

(3) 整備内容

① 内堀A

ア) 堀岸

○石垣護岸

東側の石垣に載っているコンクリート塀の背後(境内側)は、コンクリート舗装の境界にある縁石が1段高くなっているため、雨水が全て塀の足もとに地下浸透している。土橋から南側の石垣は、これが発端となり、塀が傾き、石垣の変形に至ったことから、石垣の保存環境を改善するため塀の傾き防止措置を講じる。

コンクリート塀の足もとを高くして、雨水をコンクリート舗装に向けて流す。表層は大門や塀との調和を図り、雨水が浸透しない仕様とする。雨水の浸透防止策を講じて経過観察を行う。コンクリート塀の傾きが確認された場合は、石垣に影響が出る前に塀を取り壊す。

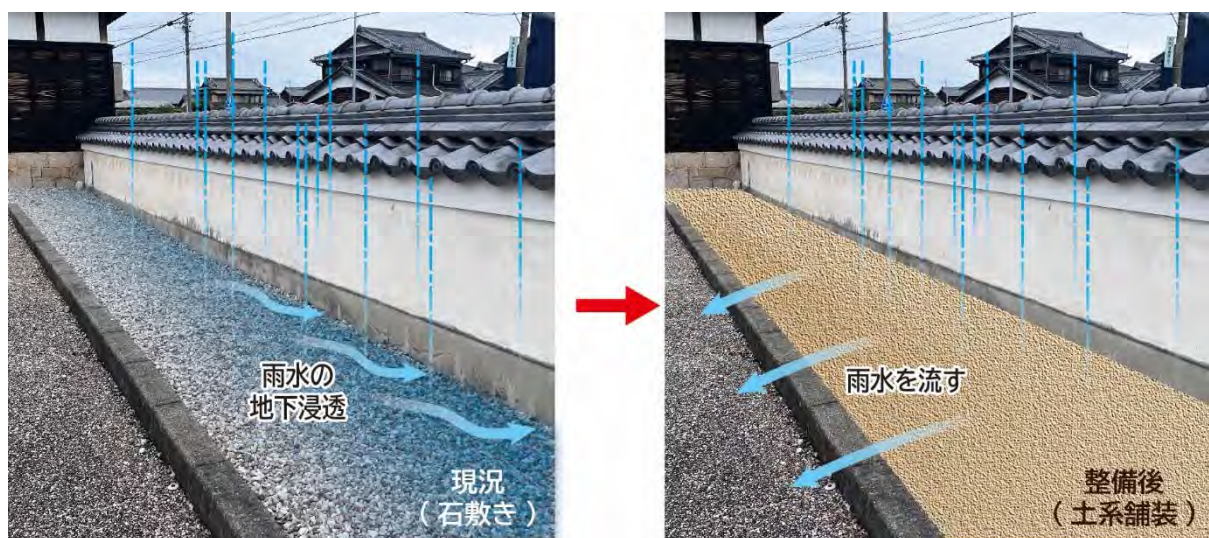


図 6-6 整備イメージ

○石積護岸

北側は、割石乱積に混じって間知積みやコンクリート擁壁護岸等の明らかに後年の積み直し箇所があるが、顕著な破損はみられないため当面は現状維持とする。経過観察等により軽微な破損が確認された場合は、使用されている石材を用いて修理する。

破損が広範囲に及び大規模な修理が必要な場合は、復旧方法を検討するためにも、発掘調査にて江戸時代や戦国期における堀の位置や規模、境内地の造成状況を探る。

○土(土羽)の水際

南側から西側にかけては護岸がないため、広範囲で水際の侵食が進行していると考えられる。しかし、これまでの発掘調査では江戸時代後期における堀の形状(平面・断面)が明らかとなっていないことから、土(土羽)の水際は復元修理でなく、破損の進行を止める保存環境の改善を図るものとする。今後の発掘調査にて堀の形状が明らかとなった場合は、以後の整備で復元修理を検討する。

堀の水位は石垣やハスへの影響を考え、現状の10.20m前後を維持する。

イ) 現堀底

現堀底のヘドロやゴミ、腐葉土などの堆積土等を取り除くことで滞水を解消し、水質の改善を図る。場所によって堆積状況が異なると考えられることから、事前の確認調査により保存すべき地山や遺構、埋土の位置(深度)を把握しておく。

浚渫後はハスを育成するための土を敷き均すが、いずれ現状と同じように腐葉土や堆積土と混在することから、浚渫範囲の目安となるものとして吸い出し防止材や碎石層の設置を検討する。

② 内堀B

ア) 北側中央

内堀を分断する江戸時代以来の道と地盤が現在ほぼ同じ高さとなっており、堀の窪んだ状況を良く残す東側と一連の遺構と分かりづらい状況となっている。そのため、遺構面に影響を与えず、斜面の安定を損なわない範囲で昭和期の災害に伴い投棄された瓦等を含む埋土を除去する。

表出面は緑化して土砂の流出防止対策を講じる。北側中央から西端までは居住空間に隣接しているため、プライバシーの確保と防犯の上から、見学者の立ち入りは規制し(時期を限った公開等)、通常は中央の道から見学するものとする(【図6-7】参照)。

イ) 北側東端

現状でも堀であることが視認できるため、整備の高さは現地盤を基本とする。江戸時代以来の道との高低差は階段にて解消し、堀底部分に砂利や芝生保護材等を敷いて遺構の保存を図る。(【図6-7】参照)。

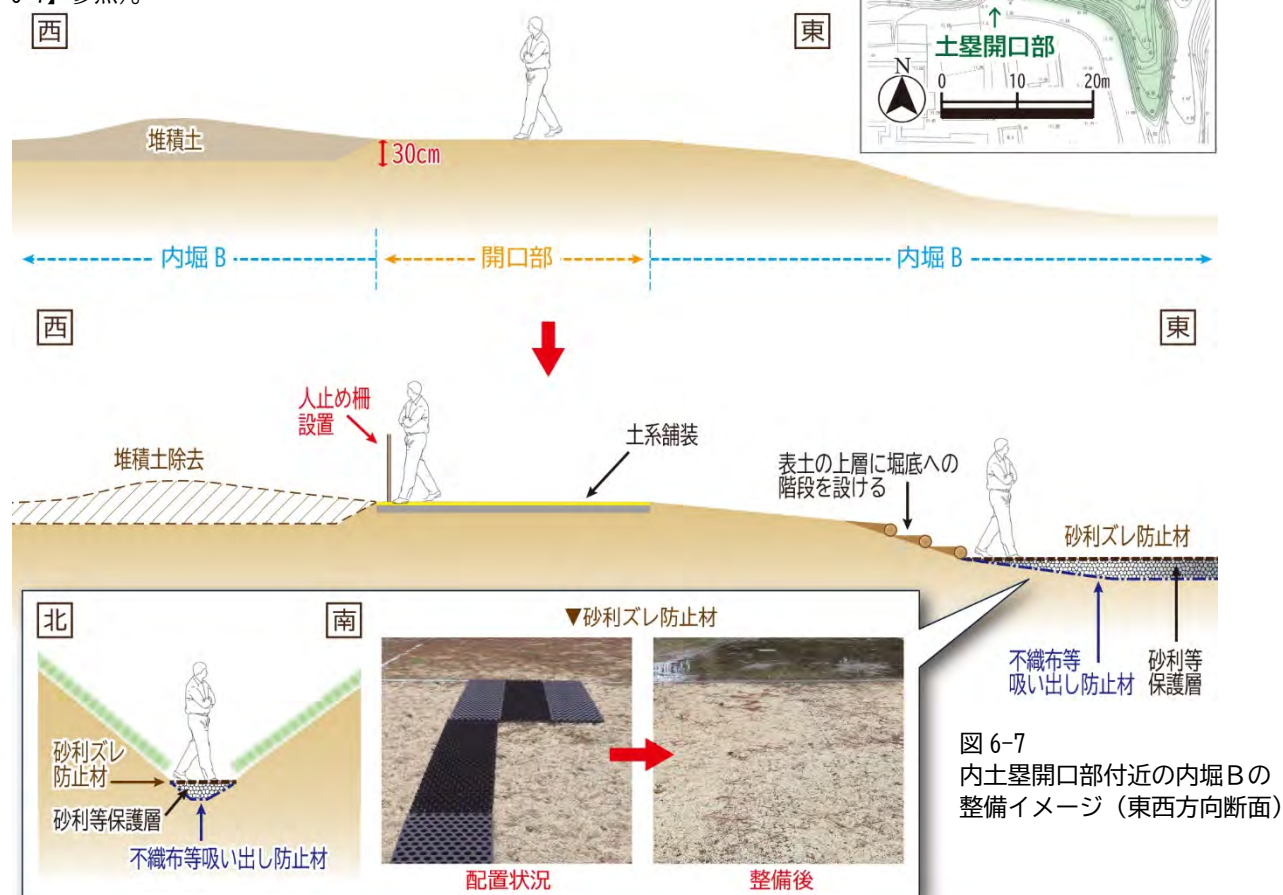


図 6-8 整備イメージ

ウ) 南側

内堀Bのうち、唯一視認することのできない庫裏地区の南西部分を表示することで、江戸時代後期の内堀エリアを明確にする。

これまでの発掘調査では埋没した堀の一部しか位置を確認していないことから、堀の位置を確認するための調査が前提となる。

表示する堀の中央をやや窪ませることにより、堀として視認できている北側から連続させる。一連の遺構を理解できるように表示整備する。

外堀と区別するため、堀の法肩に縁石を設け、内部は地被植物にて緑化する。公有地と居住空間の境界に位置することから、表示した堀への立ち入りを制限する。

発掘調査成果によると、内土塁は裾部に流土が堆積して土塁の幅が広がっていることから、右図に示す位置では堀の幅が土塁の下まで続いている。このような場合は、内側の縁石は設置せず、外側のみ設ける。

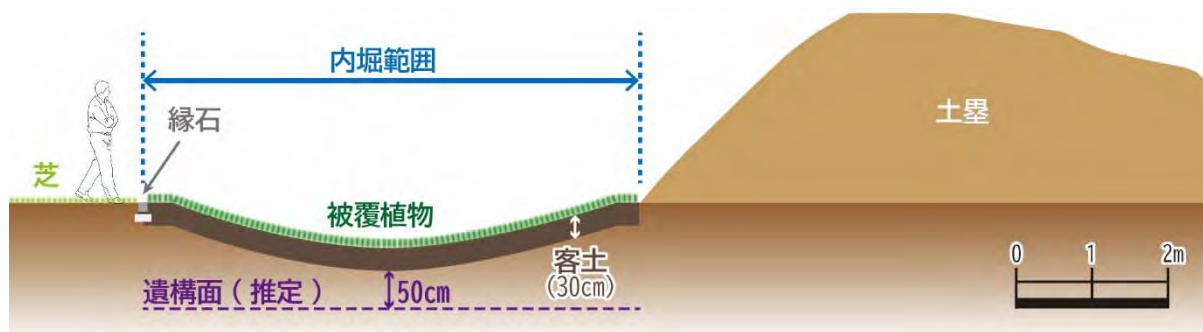


図 6-9 整備イメージ

③ 内堀C

樹根の伸張により石組護岸にズレや傾きが生じるおそれがある部分については、樹木の伐採もしくは剪定を検討する。護岸背面の土砂が流出している部分については、盛土を行い護岸の安定化を図る。現堀底に堆積した土砂を除去して、常に水を張った状態を維持する。

④ 外堀A

発掘調査成果を基に江戸時代後期の堀の規模を平面的に表現する。表示整備した堀の一部を園路や管理道として利用することから、内堀Bのように窪みは設けない。敷地造成後に堀の法肩に縁石を設け、内部を景観色アスファルト舗装にて仕上げる。

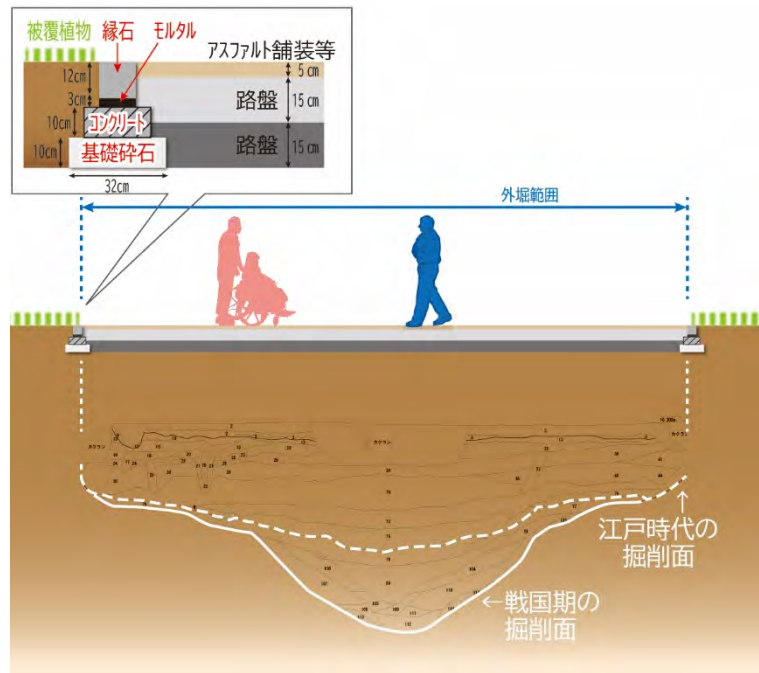


図 6-10 外堀の平面表示整備イメージ（第19次トレンチ3）

⑤ 外堀B

発掘調査成果を基に江戸時代後期の堀の規模を平面的に表現する。敷地造成後に外堀Aと同様の整備とするが、南端部分はかつての堀がさらに延伸していたことがイメージできる整備とする。

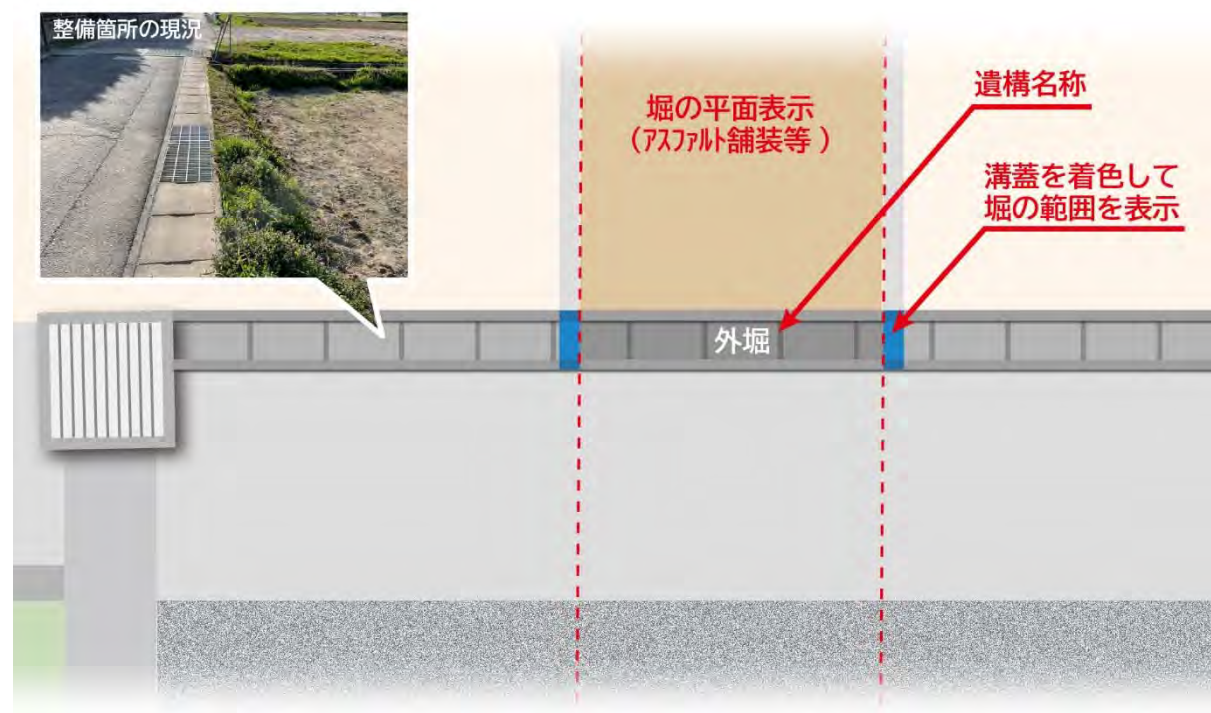


図 6-11 外堀南端部 一部整備イメージ

⑥ 外堀C

現堀底に生育している樹木を全て伐採する。幹は通行の支障とならないように地際付近で切り落とし、樹根は遺構への影響を考慮して残置する。ある程度樹根が腐朽した段階で、遺構に影響のない範囲で除去し埋め戻す。

現状でも堀であることが視認できるため、整備の高さは現地盤を基本とする。内堀Bと同様に現堀底を園路として利用することから、現堀底に砂利や芝生保護材等にて遺構の保存を図る。

第3節 土塁の保存

(1) 土塁及び土塁状盛土の取り扱い

主要遺構である土塁は、発掘調査成果を踏まえ内堀を軸に、内土塁と外土塁の2つに区分している。ここでは、内土塁北面東側の堀を挟んで向かいにある土塁状盛土を加え整備内容を示す。この部分は発掘調査を行っていないことから土塁遺構とは断定できないが、内堀Bや内土塁とひと続きの地形を構成していることから、土塁や堀と一体的な対応を講じる。

今後の発掘調査にて土塁を検出した際は、遺構毎に保存・活用の方針を検討する。

(2) 整備の考え方

庫裏の北側一帯は、視認される土塁がまとまって残存し、内堀Bや外堀Cと相まって江戸時代の姿が色濃く残っている。そのため、復元修理ではなく現状保存を基本とし、そのために必要な整備を行う。土塁は、保存対策が必要な遺構上に多数生育する樹木の取り扱いと、欠損部の修復及び流出防止措置の2つの観点から整備内容をまとめる。

(3) 整備内容

① 樹木の取り扱い

土塁上の樹木は、遺構に直接影響を与えており、保存環境の改善のためだけを考えれば全て伐採することが望ましい。しかし、樹冠により表土の流出を軽減している一面もあり、影響の程度を見極めながら段階的に取り組むものとする。

ア) 当面の保存環境の改善策

表土の流亡や遺構面に直接影響を与えている樹木(内土塁の通路沿いの斜面部に生育するヒノキ、斜面部で大径化したクロガネモチ等)、傾斜木・枯木・倒木・危険木、成長が早く周辺にも成育域が広がるタケ・ササ類、実生・若木は基本的に伐採する。根株は、遺構への影響を考慮して残置し、ある程度腐朽した段階で除去する。

当面は伐採の対象にしない樹木を専門家の指導の下に選択する。残置する樹木の内、大きく成長した樹木は風の影響を受けやすいことから、当面は枝下ろしや透かし剪定等により樹冠を小さく、軽くする。

イ) 残置した樹木の経過観察

土塁の表土が安定し、流出のおそれがなくなった時点で残置した樹木を順次伐採していく。なお、庫裏地区における私的空間を保護するため、周辺地区からの視線を遮る樹木については、代替え施設を設置するまで残置しておく。

樹木の成長により内堀や土塁に与える影響の増大、倒木の危険性が生じた場合は直ちに伐採する。

② 欠損部・表土流出への対策

表面の欠損箇所は状況に応じ場所毎に必要な整備を行う。防空壕や巣穴などの人為的または動物等による欠損部(土塁以外の土塁周辺の斜面部を含む)は、購入土にて埋め戻しを行う。遺構保存に十分な保護層を有する場合は、修復による地形の改変は行わず現状を維持する。保護層の厚みが十分でない場所や表土が流出して急斜面となっている場所に限定して盛土による保存を図る。

裸地化して表土が流出している箇所、保存環境の改善のために樹木の伐採や実生木の整理等によって植生の被覆が無くなった箇所には、被覆植物(チゴザサ、コクマザサ等)による表土安定化を図る。場所により土塁の残存状況が異なることから、状況に応じた保存措置を講じる。



図 6-12 欠損部・表土流出の対応例箇所図

ア) 表土が流出し根が露出している箇所

例) 東側内土塁の北面

現状：表土が流出したため土中の細い根が露わになっている。

斜面の最大傾斜は45度あるが、斜面の崩壊や目立った凹凸はみられず安定している。

対策：危険木や支障木等を伐採して浮いた根を除去した後、遺構保存に十分な保護層を有する場合は、被覆植物(コクマザサ等)を植栽して表土の安定化を図る。

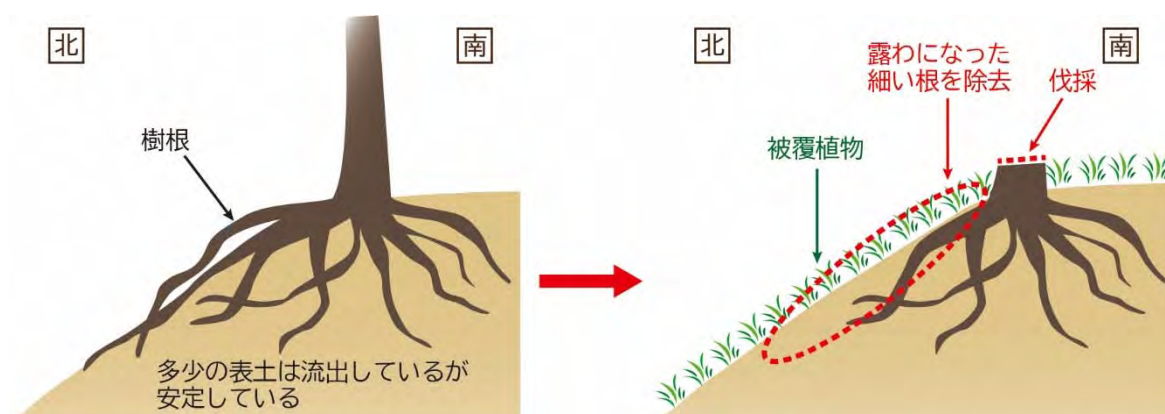


図 6-13 整備イメージ

(断面位置は【図 6-12】参照)

イ) 表土が流出し補強度壁で覆う必要がある箇所

例) 東側内土塁の南面

現状：表土が流出したため土中の細い根が露わになっている。

土塁及び土塁状盛土が急勾配で残っている。

対策：危険木や支障木等の伐採後は雨が直接土塁に降り注ぎ、斜面崩壊を招くおそれがある。遺構の保存状況を確認した上で、現代工法(補強土壁)の採用を視野に入れて安定化を図る。



ジオファイバー工法(史跡仲仙寺古墳群)

ジオセル工法(史跡成相寺旧境内)

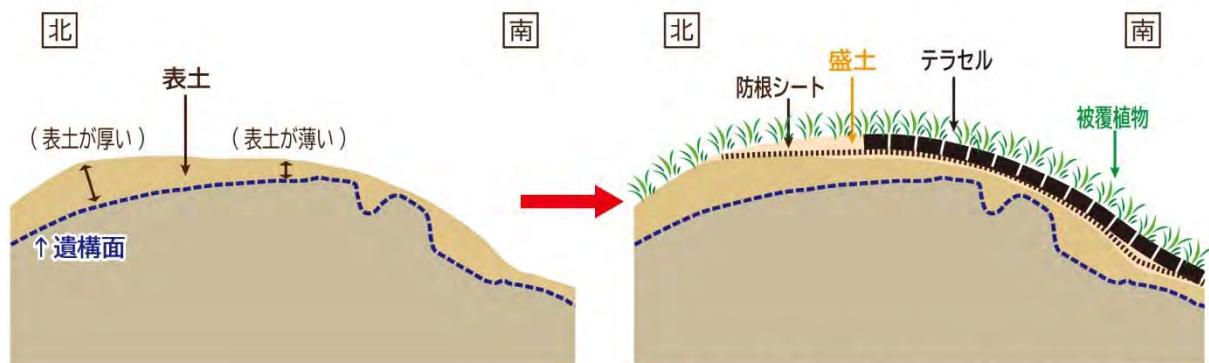
ウ) 土塁頂部は表土が薄く、基部付近で厚くなる箇所

例) 西側内土塁の北面東側

現状：斜面基部付近は厚い表土(堆積土及び崩落土)に覆われ、内土塁開口部より東側と比べて緩やかになっているが、頂部は表土が薄い。

中央にあった防空壕の天井が抜けたためか土塁が凹んでいる。

対策：危険木や支障木等を伐採して浮いた根を除去した後、遺構保存に十分な保護層を有する場合は、被覆植物(コグマザサ等)を植栽して表土の安定化を図る。表土の薄い頂部には盛土にて遺構保存を図る。盛土内部には滑動防止としてシガラ(段柵)もしくは土壤安定材等を入れ、盛土の流出防止として被覆植物(コグマザサ等)を植栽する。



※斜面部の場合は盛土内部に滑動防止材を設ける
(具体的な仕様は西側内土塁の南面参照)

図 6-14 整備イメージ(断面位置は【図 6-12】参照)

エ) 流出した部分がえぐられ竹が繁茂している箇所

例) 西側内土塁の北面西側

現状：斜面部分は一部が流出し、えぐられた状態になっている。

頂部に竹が生育している範囲は地下茎の影響を受けたためか、部分的に崖状となっている。

対策：流出した部分がえぐられ竹が繁茂している箇所は、危険木や支障木等を伐採して浮いた根を除去した後、盛土や植生土のうにて流出部を補い、被覆植物(コグマザサ等)を植栽して表土の安定化を図る。

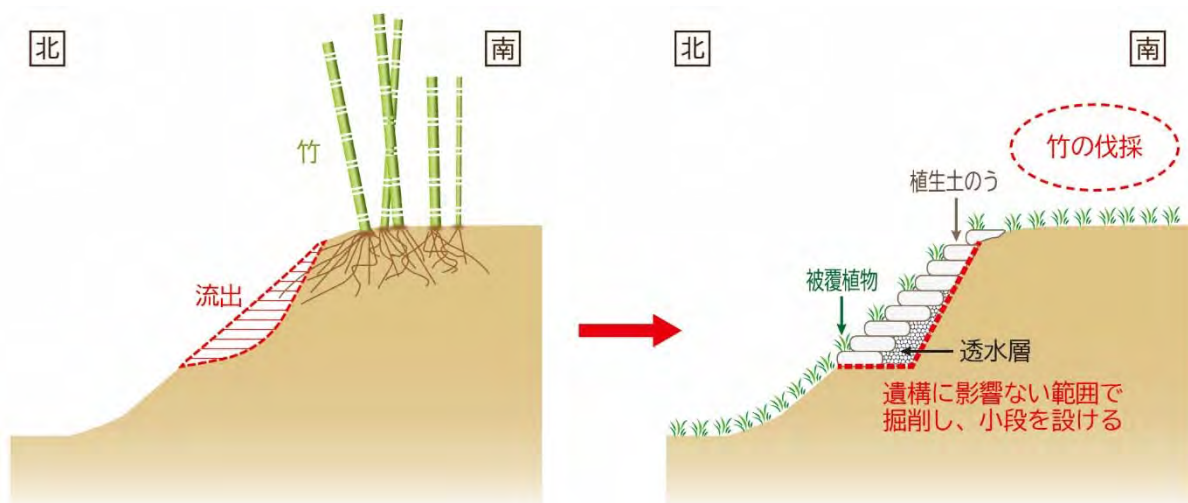


図 6-15 整備イメージ(断面位置は【図 6-12】参照)

オ) 土塁が流出し、徐々に低くなっている箇所

例) 西側内土塁の南面

現状：土塁の頂部は流出したためか南に向かって徐々に低くなっていく。

土塁上部に生育していた竹は令和3年度に皆伐し、現在は笹が繁茂している。

対策：除草した後に土塁全体を盛土にて遺構保存を図る。遺構保護層が薄い場合は、根の伸張を抑制するため、先に防根シートを敷設する。盛土内部には滑動防止としてシガラ(段柵)もしくは土壌安定材等を入れ、盛土の流出防止として被覆植物(コグマザサ等)を植栽する。

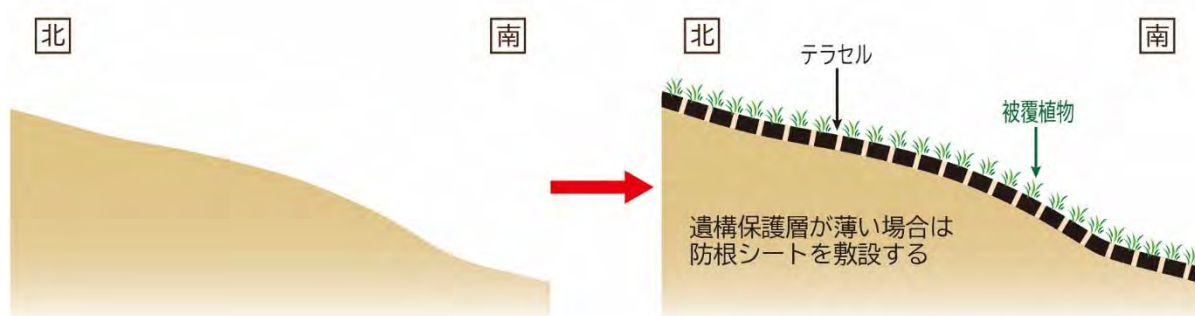


図 6-16 整備イメージ(断面位置は【図 6-12】参照)

第4節 その他史跡を構成する主たる要素の保存

(1) 歴史的建造物

① 日常管理と保存修理

日常的、定期的点検によって破損状況の把握を行い、破損の状況に応じて定期的に保存修理を実施する。修理の内容は「小修理」、「維持修理」、「根本修理」といったサイクルを繰り返して一定の状況を維持する。

➡小修理：日常管理の範囲で行う破損部分の小規模補修。

屋根や壁の一部補修や床板の張替等

➡維持修理：経年による破損を補修し、建造物としての機能を維持するための修理。

屋根葺替、漆喰等塗装塗替等

➡根本修理：柱や梁など主要構造物にまで破損が及んだ場合に、建造物を解体して各部材の補修を行い、建造物を健全な状態に回復させる修理。

破損の状況に応じて「解体修理」または「半解体修理」を行う。

病虫害防除対策として、主にシロアリの罹患・罹災状況の調査を定期的実施し、罹災及びその予兆の早期発見に努める。

② 庫裏(指定に向けた取り組み・破損状況調査に基づく修理の実施・公開活用)

庫裏の文化財としての価値は、これまでの安城市の調査(『安城市文化財調査報告書 第6集 安城の寺院建築』2016、『安城市文化財調査報告書 第3集 本證寺庫裏-西三河真宗寺院庫裏の調査-』2011)でも明らかにされていることから、文化財指定に向けた取り組みを行う。あわせて破損状況調査を実施し、調査及び検討に基づく修理計画を立案し、修理(一部復元修理含む)を行う。

後年の明らかな改変箇所は、修理方針に基づき旧規に復するが、明治期に本山門跡を迎えるために整備されたという賓客用の客殿・対面所としての性格をもつ西書院は歴史的意義があることから、保存の対象とする。修理にあわせて必要に応じた耐震補強や防災設備の充実を図る。

③ 本堂の擬宝珠

青銅製擬宝珠のブロンズ病に対する保存処理(洗浄→防錆材の含浸→樹脂の塗布)を講じる。本堂の高欄10か所に取り付けられている擬宝珠は、本堂建立されたとみられる年次と寄進者が刻まれた重要な資料であることからレプリカと交換して、ガイダンス施設等別所で展示公開することも検討する。

(2) 天然記念物イブキ

かかりつけの樹木医による「樹勢」「病害」等に関する診断を基に、施肥や枯れ枝の除去、支柱設置、土壌改良等の状況に応じた必要な措置によって、樹勢回復・長寿命化を図る。イブキの樹幹が書院の庇に接触していることから、建物の修理や改修に合わせて、イブキの生育に影響を与えない構造や形状への改変も検討する。

(3) 庭園(内堀C含む)

各種調査により学術的価値を明らかにする。それまでは当面現状を維持する。ただし、土の流出が激しい築山の背後は土塁に準じた適切な保存措置を講じる。

植栽は定期的管理行為によって現状維持に努め、定期的剪定による樹形の維持や枯れ枝等の除去に加え、大きく成長した樹木で庭景を損なうものは必要に応じて切り下げ剪定等によってバランスを取る。

池泉として見立てた内堀Cは庭園の重要な要素となるため、腐葉土や堆積土を除去し給水によって湛水状態を維持する。

(4) 地下遺構

今後の調査で土塁や建物跡等が確認された場合は、遺構の位置や範囲等の整備(平面表示等)を検討する。江戸時代の本堂地区の茶所や諸化寮・太子堂等、百姓家・屋敷地・角寺地区では代官・侍・家老屋敷や角寺に関連する遺構跡が整備対象として想定される。

また、中世の遺構も場合により整備対象として検討する。

第5節 動線計画

(1) 動線整備の考え方

① 史跡指定地へのアクセス

史跡本證寺境内への主なアクセス手段は、自家用車や路線バス、鉄道の最寄りの駅である南桜井駅から徒歩が想定される。それぞれ、史跡の正面入口である大門や当面のガイダンス機能を担う代官・侍屋敷地内の民家へ誘導する。

当面整備範囲の南側に接している市道は幅員が狭く大型バスが通行できないことから、外堀外A地区の計画している駐車場は普通車やマイクロバスの利用に制限される。校外学習やツアー等で大型バスを利用する場合は、安全な路肩に停車して乗降し、周辺地域にバスの待機場所を確保する。

将来、外堀外B地区にガイダンス施設や大型バスが利用可能な駐車場を整備する際は、大門正面までの動線を合わせて整備する。

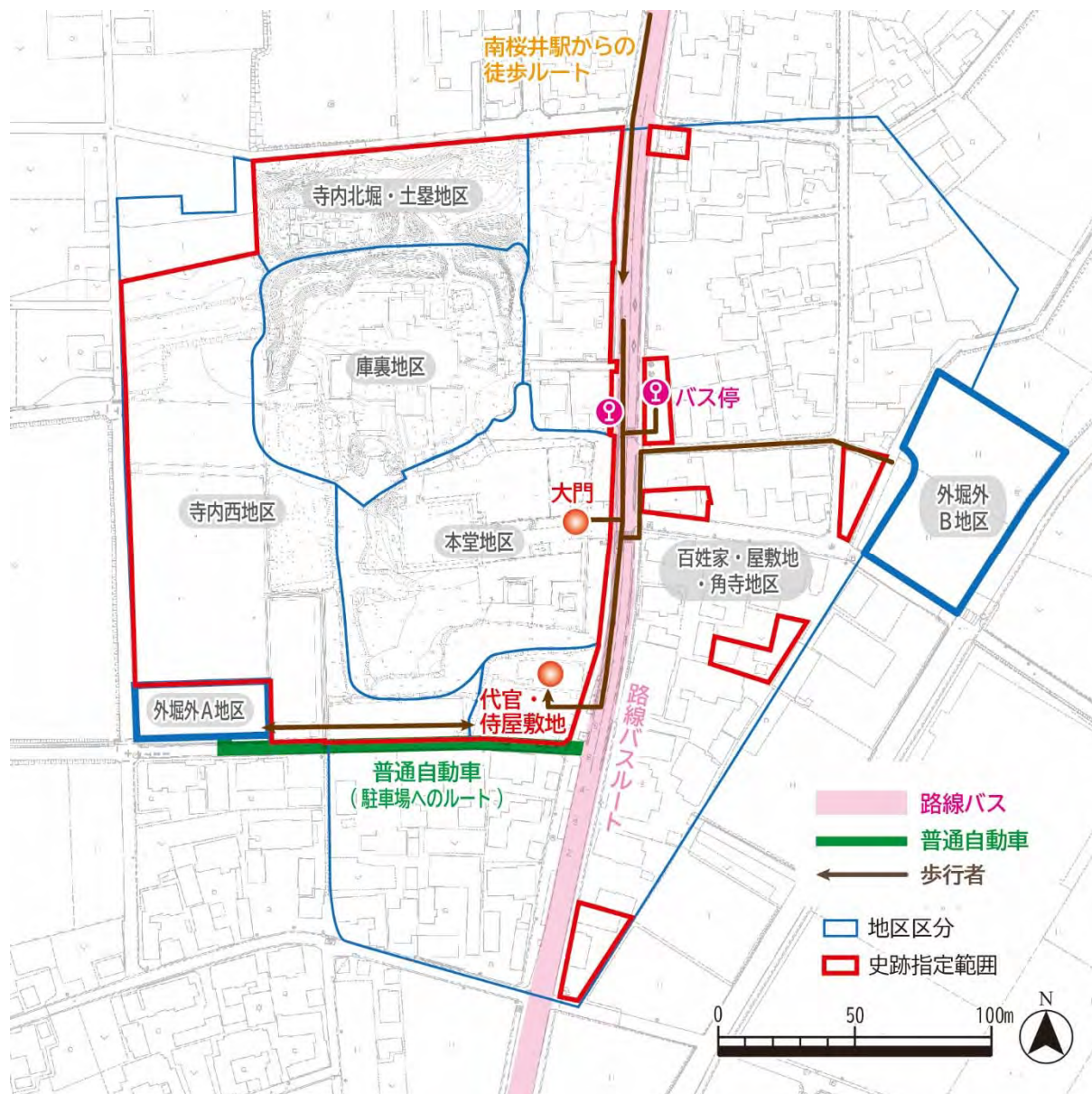


図 6-17 史跡本證寺境内までのアクセス図

② 史跡指定地内の見学動線

史跡指定地内の見学動線は、来訪者が史跡の価値や特徴を理解してもらうことに主眼を置いたルートとする。さらに7つの地区(P121_図6-2参照)が担う役割を発揮するために、必要なルートを適宜設ける。

推奨する見学ルートに沿って、各地区での整備の考え方をまとめる。

来訪者は、史跡の正面入口である大門を通して、本證寺現境内の本堂地区に至る。この地区は全体にコンクリート舗装が広がっていることから新たな園路は設けず、江戸時代から続く境内の歴史的建造物を自由に見学する。本堂地区と庫裏地区間の内堀Aに架かる「本證寺伽藍絵図」にも見られる石橋は床面に凹凸があり、手摺もないことから、来訪者には太鼓橋(龍宮橋)への利用を促す。両地区には数多くの歴史的建造物や視認できる堀や土塁が残存していることから、一体的な公開・活用を目指し、車いすが利用可能な仕様に改修する。

庫裏地区は既存の道を活かした動線を設定する。居住空間の近くを通行することから、プライバシーの確保と防犯の上から、柵や規制板等を設置して見学者の立ち入りを規制する。内堀Bの北側東端は、堀の構造や規模、迫力を伝えるため、現堀底に園路を設ける。

寺内北堀・土塁地区の現堀底に寺内西地区に連絡する園路を設けるが、遺構への影響と景観を考えると堅牢な舗装で仕上げることは難しい。そのため、手前の旧道まで車いすが通行できるように整備して、旧道から外堀Cを見学してもらう。当該地区にある墓域やヒメボタル保全域に関係者以外が立ち入らないよう柵や規制板等を設置して見学者の立ち入りを規制する。

寺内西地区は、外堀Aの平面表示する部分を園路として利用する。外堀Aの内側は「本證寺伽藍絵図」では空白地であり、これまでの調査では主要な遺構も検出されていない。少なくとも明治時代以降は農地として利用されており、現在も地区の西側は田園地帯となっていることから、こうした景観を今後とも維持するために、広場として整備する。この広場を囲むように園路を配置し、外堀外A地区や代官・侍屋敷地内の民家を結ぶ。南側で接している市道部分に史跡公園としての入口を設け、多目的な活動に備え広場脇までイベントカーや大型車両が通行できるようにする。当該地区の北側高所から、史跡の特徴である二重の堀を俯瞰してもらうため、史跡公園の正面入口から高所まで車いすが利用可能な仕様で整備する。園路と遺構の表示整備が区別できるよう、舗装の種類や色彩に差を付ける。

代官・侍屋敷地内の民家は、当面ガイダンス施設としての役割を担うことから、来訪者やボランティアガイド等多くの人々で賑わうことが想定される。多目的な活動を考慮して広場を設ける。

史跡見学の推奨ルート

代官・侍屋敷地→本堂地区→庫裏地区→寺内北堀・土塁地区→寺内西地区→代官・侍屋敷地→外堀D

車いす利用の推奨ルート

本堂地区→庫裏地区→代官・侍屋敷地→寺内西地区



図 6-18 動線計画平面図

(2)整備内容

① 園路

- ・本堂地区と庫裏地区(現堀底は除く)、寺内北堀・土墨地区の旧道に整備する園路は、車いすの利用を考慮して、平滑で堅牢な仕様(アスファルト舗装や高炉スラグ〔鉄を製造する過程で派生する副産物〕舗装等)で整備する。
- ・庫裏地区と寺内北堀・土墨地区内の現堀底に設ける園路は、踏圧による遺構への影響を考慮して、吸い出し防止材を敷設した後に砂や砂利、芝生保護材等を組み合わせて十分な遺構保護層を設ける。旧道との高低差は階段にて解消する(【図6-8】参照)。



高炉スラグ舗装の整備事例(鴨川河川敷)

- ・寺内北堀・土墨地区内の園路と寺内西地区の園路(堀の表示整備)の接続部は、階段を設け高低差を解消する。
- ・史跡公園として整備する範囲は、車いすだけでなく管理用車両を考慮して、平滑で堅牢な仕様(アスファルト舗装や高炉スラグ舗装等)にて整備する。外堀Aの平面表示とは別に設ける園路については、多目的な活動を考慮して、イベントカーや大型車両の輪荷重にも耐え得る仕様とする。全て新設となることから、園路の縦断勾配は5%を基本とする。

② 橋梁

- ・太鼓橋(龍宮橋)に高齢者や車いす等が利用可能なスロープを設置する。
- ・本堂地区と寺内西地区を連絡している簡易な橋は、管理用通路としての機能を有し、目立たない構造・意匠にて再整備する。

③ 広場

- ・本堂前は、コンクリート舗装の亀裂・破損が目立つことから、再整備が必要な状況にある。当該地は史跡の正面入口である大門を潜った先に位置し、きょうえんいち(年3回開催)や本證寺フェスティバル(年1回)のメイン会場として、毎回1,000人以上もの参加者を集め行われている。いずれも地域住民の交流の場として今後とも継続していくものであり、利便性やバリアフリーの観点からも平滑で堅牢な仕上げ(アスファルト舗装や高炉スラグ舗装等)で、景観に調和した色彩とする。行事開催時には資材の搬入や設営準備に車両が必要となり、トラック等が通行しても破損しない仕様とするが、車両の進入は緊急車両やイベント時に限定し、大門の手前に車両進入禁止のサインや置き型の車止めを設ける。
- ・大門と本堂を結ぶ石敷参道は、車両の輪荷重により石材の緩みが生じていることから、据え直しを行う。
- ・寺内西地区に整備する広場は、集いや休憩、軽スポーツ等の多目的な活動を考慮して被覆植物(シバ等地被類)で被覆する。
- ・代官・侍屋敷地内の民家前は、本堂前と同様の仕様にて整備する。

表 6-3 園路・広場等整備内容

施設	箇 所		仕 様	特 記
園路	庫裏地区(裏門)-寺内北堀・土墨地区間の既存通路		アスファルト舗装や高炉スラグ舗装等の堅牢なもの	車いすの通行可能 管理車両の通行は想定しない
	寺内北堀・土墨地区内の堀底を通る区間		砂や砂利、芝生保護材等を組み合わせて十分な遺構保護層を設ける(P131【図6-7・8】参照)	車いすは通行できない
	寺内西地区	外堀Aの平面表示区間	アスファルト舗装や高炉スラグ舗装等の堅牢なもの	車いすの通行可能 管理車両の通行を想定する
		園路として整備する区間		車いすの通行可能 管理車両やイベントカー等の通行を想定する
橋梁	本堂地区-庫裏地区を連絡する龍宮橋		金属製のスロープ(縦断勾配5%)を設置	車いすが通行可能
	本堂地区-寺内西地区を連絡する管理用の橋		金属製の簡易な橋を架橋	管理用とし来訪者の使用は制限する
広場	寺内西地区		地被植物(シバ等)	車いすは通行できない 管理車両の通行は想定しない
	本堂地区		アスファルト舗装や高炉スラグ舗装等の堅牢なもの	車いすが通行可能 管理車両やイベントカー等の通行を想定する
	代官・侍屋敷地内の民家前			



自然色アスファルト
(史跡東大寺旧境内)



龍宮橋のスロープのイメージ
(史跡薬師寺旧境内)



園路の整備イメージ
(史跡大和郡山城跡)



洗い出しコンクリート舗装
(史跡東大寺旧境内)



芝生植栽
(特別史跡五稜郭跡)



舗装の色・素材にあわせた
グレーチング(史跡与楽古墳群)

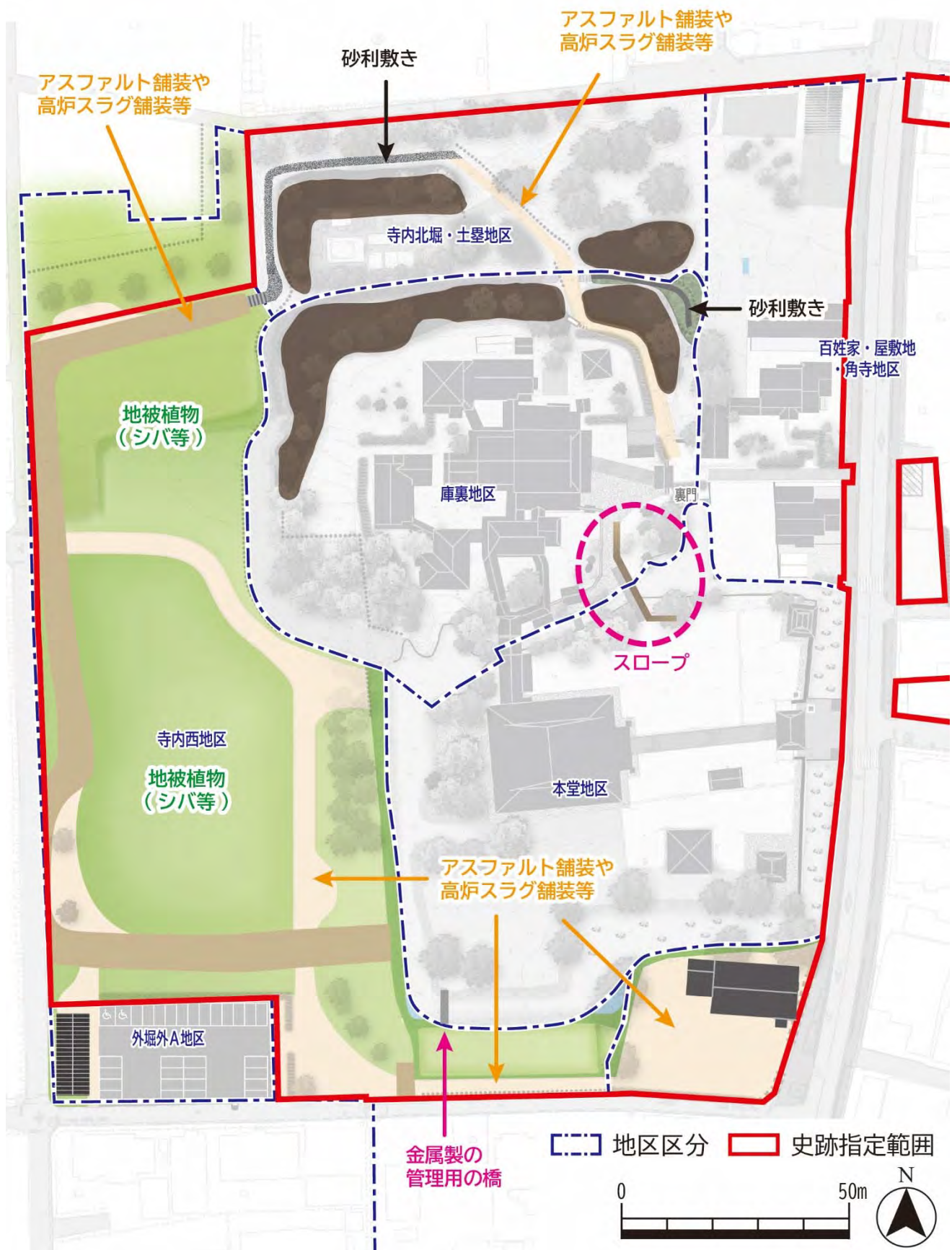


図 6-19 園路広場整備箇所図

第6節 造成・雨水排水、堀水循環計画

(1) 各地区の造成・雨水排水

① 本堂地区

造成は行わず現地形を維持していくものとし、当面は既存水路を利用してコンクリート舗装に振った雨水を堀へ排水する。その他の部分については、自然浸透もしくは地形に沿って堀へ流す。昭和40年代までの写真によると本堂の前面には多数の松が生育していたことから、傷んだ舗装を再整備する際に発掘調査を行い、往時の姿が明らかになれば地形の復元や松の植栽を検討する。舗装の下に空洞があることから、舗装を再整備する場合は暗渠管を埋設し、浸透水を集めて堀に排水することで吸い出しを防止する。

堀水は南西部にある排水口から自然排水させるが、集中豪雨や維持管理で水位を下げる時は、ポンプにより計画対象範囲外に強制排水する。内堀Aの排水口より計画地南面にある水路のレベルが高いため、逆流防止措置を講じる。

② 庫裏地区

庫裏地区は、旧道から眺める内堀Bの北側中央と南西部の埋没部分の視認性を高めるための小規模な造成に限定する(P130_②内堀B_イ)北側東端 参照)。その他視認できる堀は非常に水はけが良いことから排水施設は設けず、雨水は自然浸透させる。顕在化を図る南西部分の堀についても、自然浸透を基本とする。

③ 寺内北堀・土塁地区

見学路整備にともなう小規模な盛土に限定する。水はけがよいことから排水施設は設けず、雨水は自然浸透させる。

④ 寺内西地区

北側からの内土塁南端部付近まで段状に造成(北端14.5～南端11.0m)され、これより南はほぼ平坦な地形(約10.8m)となっている。段状に造成された部分は、南に傾斜する地形の名残であることから現地形を継承する。当該地は砂質土で水はけが非常に良いため、平坦面との地形変化点以外に排水施設は設けず自然浸透とする。植栽に伴い表土の土壌改良を行う際は、南側に排水勾配を設ける。

地区中央から南端までの平坦部は、西側を市道の高さまで盛り上げ、東側を本堂背後の樹林帯の高さに合わせる。並走する市道が南に傾斜していることから、西側を高くすることで造成面が南東方向に下る。外堀Aの平面表示と園路に囲まれた広場は、近年多発する集中豪雨への対策として、中央を窪ませて雨水を一時的に貯留する。

平坦部は水田として利用されてきたため耕作土(厚み約20cm)と、その下層には圃場整備時の整地土が40～60cm程度ある。造成の仕上げ面から30cmは植栽の基盤層として客土を入れ、その下層には水はけを良くするための排水層を10cm設ける。これらの層を設ける際に切土を行うことから、現況高さを仕上げとする西側は40cm掘削して、東に向かって徐々に切土の厚みが減っていく。

本堂背後の樹林帯は、現況木を一定程度残していくことから、造成は行わず現地形を維持していく。樹林帯西側にある水田用の排水路を改修して地区内の雨水を集め、南面の既存水路に排水

する。本堂地区内堀Aの南側は、造成は行わず現地形を維持し、集中豪雨で堀の水が溢れた際の遊水池とする。

⑤ 外堀外A地区

おおむね現地盤が駐車場の整備レベルとなることから、造成は行わず舗装(路盤含む)の厚みだけすき取りを行う。

⑥ 代官・侍屋敷地内の民家周辺

民家を活用することから、造成は行わず現地形を維持していく。

(2)整備に伴う地下遺構の保存

遺構の確実な保存を図るため、遺構表示や活用上必要な施設整備をおこなう際は、十分な遺構保護層を確保する。遺構に近接する部分の掘削は避けることを基本とする。遺構復元や表示整備の際に遺構に近接もしくは露出させる際は、安城市教育委員会と事前に協議を行い、破損することのないように慎重に作業する。

面的整備を行う寺内西地区のうち平坦地の旧水田部分は遺構面上に圃場整備の造成土や耕作土が約1m覆っているが、北側の段状に高くなっている箇所は自然地形の傾斜地を造成した旧畑地で、上段の遺構検出面は地表面下約0.3mと浅いため、遺構等の整備に際しては十分な保護層を設ける。

また地下遺構が想定される箇所に植栽する場合は、根の延伸を制限する防根シート等を敷設する。

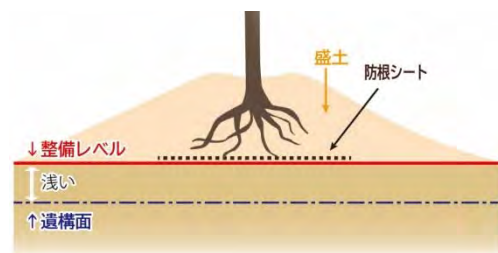


図 6-20 整備イメージ

(3) 本堂周囲を巡る堀水の循環

本堂地区を巡る堀(内堀A、内堀C)は、腐葉土や土砂が堆積しているため堀の水が循環せず、水質が悪化している。史跡としての風致を維持するため、浚渫とともに堀の水質が良好な状態を保てるよう水の循環を促す。

堀の水は雨水や湧水といった自然の湛水に加え、現在の明治用水による給水を延長・分岐して大門の北と南に給水栓を新たに設置する。この2か所を循環元としてそれぞれ南西の排水口に向かって水の流れをつくる。なお、水の流れが滞る原因となっている内堀Aの北側部分は、浚渫の際に西方向へ流れるように堆積土の撤去量(厚み)を調整する。



図 6-21 整備イメージ

現状

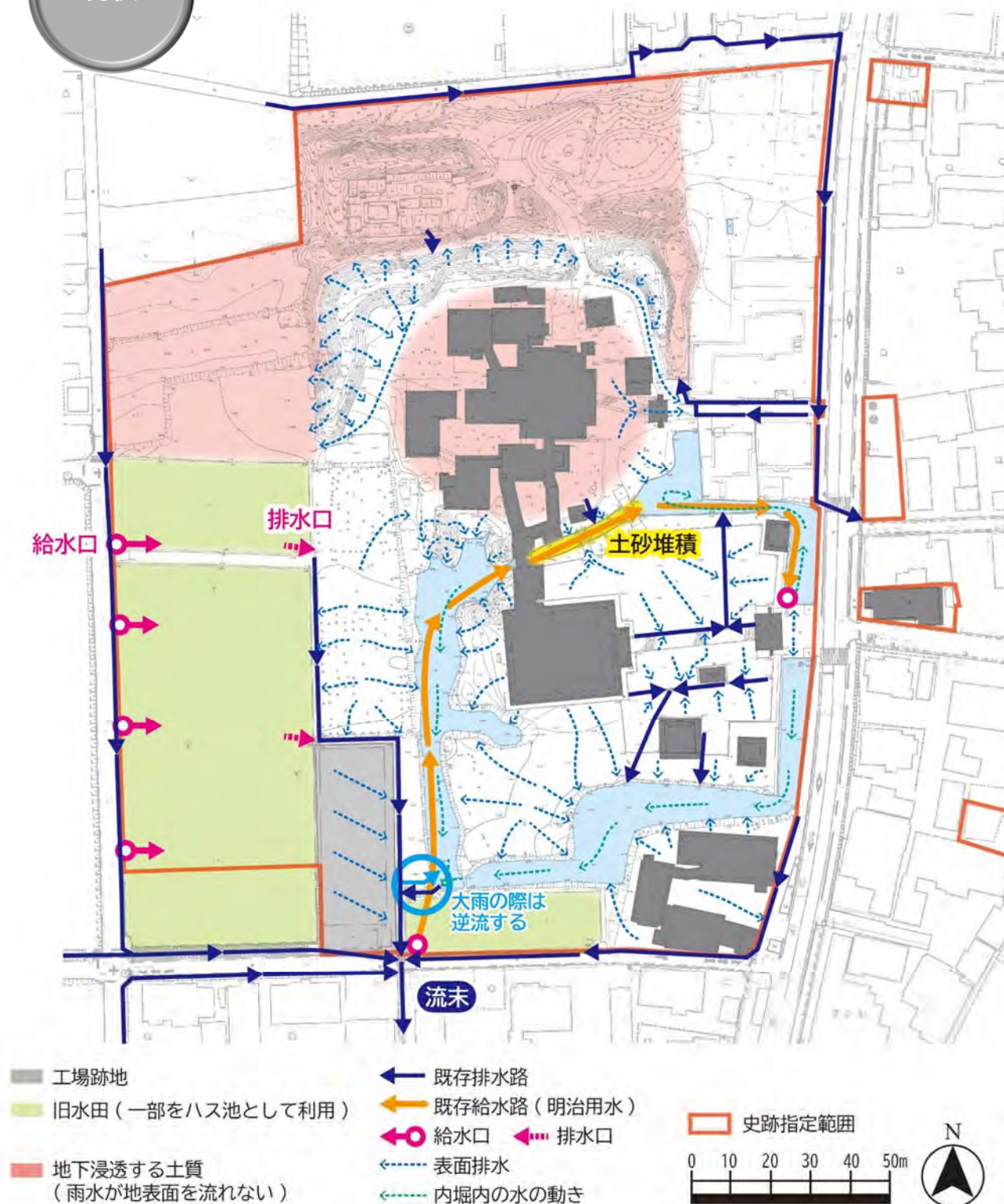


図 6-22 雨水排水・給水系統図(現状)

計画

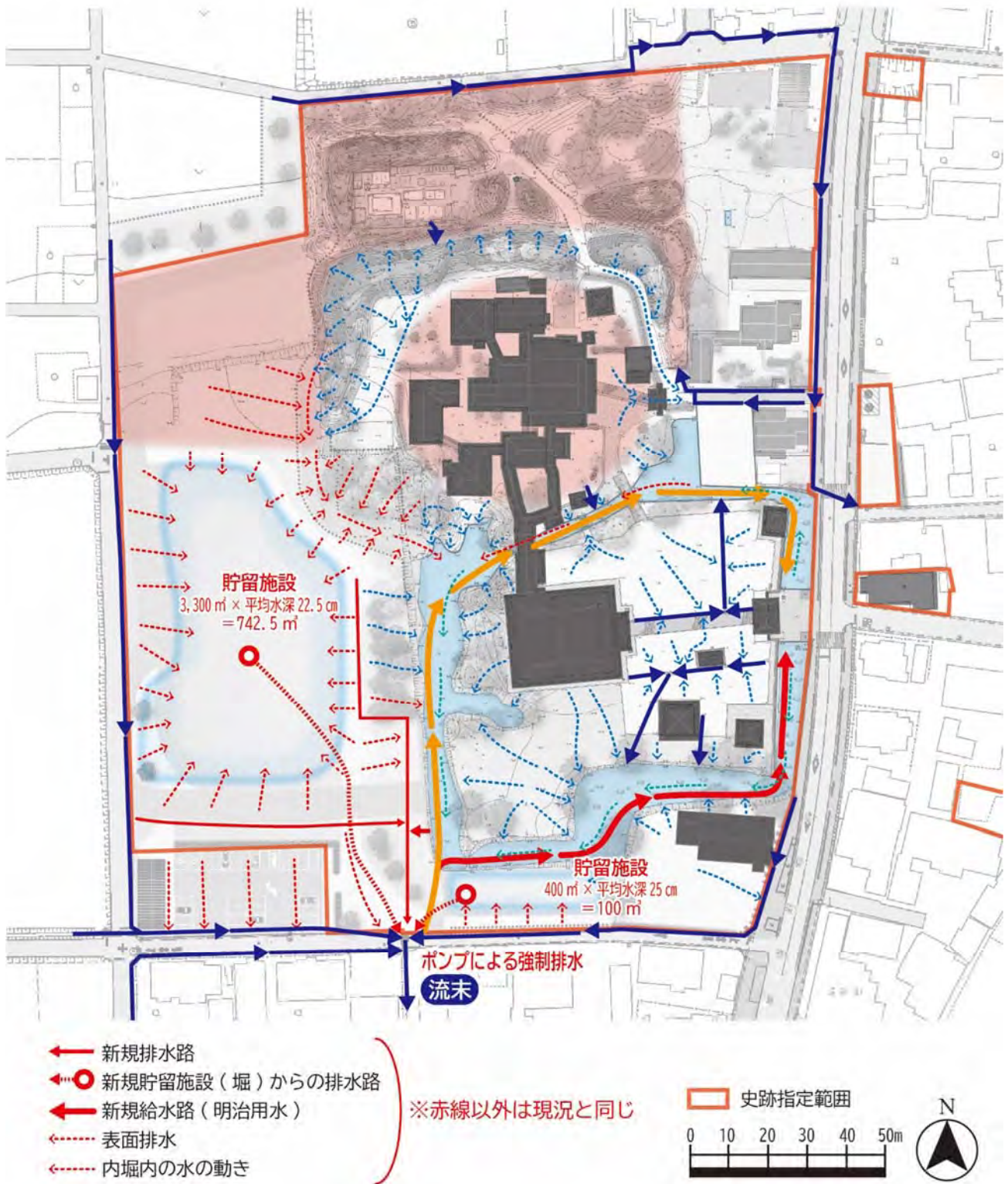


図 6-23 雨水排水・給水系統図(計画)

第7節 活用上必要な施設整備

(1) サイン整備

① 史跡指定地内における整備の考え方

史跡内の見学動線と連動した史跡の案内・解説等を行うサインを適切に配置する。遺構解説板等は文章による説明(多言語対応)を簡潔にし、デジタルコンテンツで補足するなど見学者の目的に応じて多様な情報提供を行う。安城市のfree Wi-Fiの利用を可能にする。

サイン本体は、耐久性に優れ、統一性のあるデザインとする。サイン本体の意匠や材質、表示板の仕様については設計時に検討する。公有化し都市(史跡)公園として整備する範囲は、史跡見学や史跡公園の利用者に対して、十分な数と種類を設置する。一方、本堂地区・庫裏地区、寺内北堀・土塁地区内においては、歴史的建造物が残存する境内の景観を乱さない規模(大きさ)とし、設置箇所は必要最小限とする。

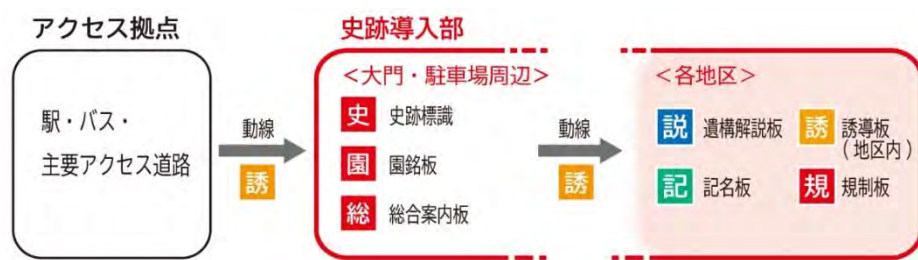


図 6-24 サイン配置概念図

ア) 史跡標識

史跡の正面入口となる大門前には「本證寺」の記名石標がすでに設置されていることから、駐車場整備を計画している外堀外A地区に隣接して、史跡公園の正面入口にあたる寺内西地区南側付近への設置を検討する。史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に則った内容を基本としつつ、設置環境に応じたデザインとする。

イ) 園銘板

史跡公園の正面入口に園銘板を設置する。前述した史跡標識を同じ位置に設置する場合は、個別ではなく一体型のサイン整備を検討する。

ウ) 総合案内板

史跡の正面入口となる大門付近と史跡公園の正面入口となる寺内西地区南側に設置する。外堀外B地区で想定しているガイダンス施設及び駐車場等の整備に合わせて、同地区にも総合案内板を設置する。

エ) 誘導板

誘導板には現在地がわかるように全体平面図を付ける。誘導内容が明瞭に理解できるような字体やピクトグラムといったわかりやすい表記方法で目的とする方向・施設へと誘導する。

オ) 遺構等解説板

史跡本證寺境内の主要な価値を構成する要素について、その価値をわかりやすく解説した解説板を設置する。解説の対象としては、歴史的建造物、堀・土塁等現存遺構及び地下遺構、堀等整備遺構、天然記念物等とする。歴史的建造物の解説板は個々の建物に設置し、それぞれの特徴・価値等の解説を行う。なお、天然記念物イブキは普段間近で見学することができないため、本堂地区からイブキが見える箇所では樹木が特定できるような写真等を付した解説板の設置を検討する。

カ) 記名板

堀の平面表示整備であることを理解してもらうため、表示範囲に記名板を設置する。見学路としても利用することから、立ち上げずに埋め込み型のサイン整備を検討する。

キ) 利用案内板

史跡公園の利用案内を示したサインを史跡公園の正面入口に設置する。

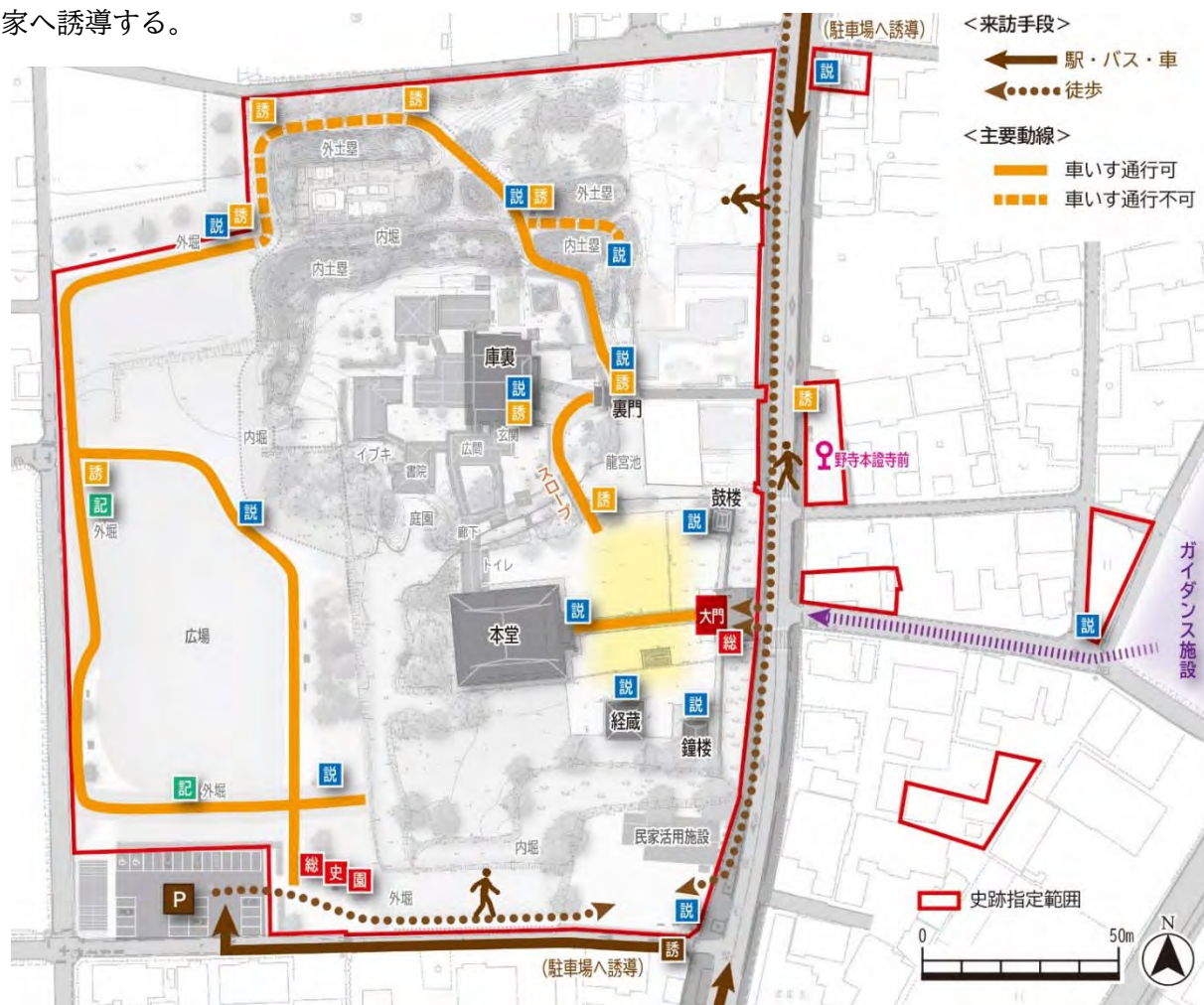
ク) 規制板

本證寺現境内と一体的に公開活用していくことから、来訪者に対して私的空間への立ち入り禁止を案内する。園路沿いと大門の手前に設置を計画している柵等と一体型のサイン整備を検討する。また、公開活用範囲の周辺にある民有地の手前に立ち入り禁止を案内するサインを整備する。

② 周辺からのアクセス動線に応じた円滑な誘導

車によるアクセスとして、広域からは国道23号名豊道路(最寄り藤井IC)の利用や、周辺域からは一般国道等の利用が想定される。史跡本證寺境内に関する道路案内標識がないため、道路管理者と協議の上「著名地点案内標識」(「道路標識設置基準」著名地点114系)の設置を検討する。また、最寄りの公共交通機関(名鉄駅)からの歩行者等を対象に複数の案内標識の設置を検討する。

本證寺への参拝者は車を本堂前に駐車しているが、史跡見学や史跡公園の利用を目的とした車と自転車での来訪者には、外堀外A地区に計画している駐車場へ誘導する。路線バス及び徒歩による来訪者は、史跡の正面入口である大門や当面のガイダンス機能を担う代官・侍屋敷地内の民家へ誘導する。



(2) 休養・便益施設

- ・ 来訪者が休憩できるベンチや縁台を本堂地区と寺内西地区、代官・侍屋敷地に適宜設置する。
- ・ 本堂地区にあるトイレ(本堂北側・庫裏南側)は、既存施設を改修して男女を分けるとともにバリアフリートイレを併設する。施設を統合するのか別々に整備するのか実施設計時に検討する。本證寺現境内においてトイレを新設する空間がないことから、いずれも建物内外から利用可能な構造とし、衛生設備はイベント等の活動を考慮した規模とする。
- ・ 代官・侍屋敷地の民家にあるトイレは、既存施設を改修してバリアフリートイレを併設する。建物内外から利用可能な構造とし、衛生設備は必要最小限の規模とする。
- ・ 史跡公園の正面入口に近い外堀外A地区に駐車場とトイレを整備する。衛生設備はイベント等の活動を考慮した規模とする。トイレは雨やどりなどが可能な休憩スペースと倉庫を併設し、駐車場は身体障害者駐車区画を含め30台程度を確保する。トイレは遺構に影響のない工法で建設し、浄化槽は埋設せず地上置き式として、周りを植栽や塀にて囲み修景を図る。
- ・ 外堀外B地区に将来整備する駐車場には、普通乗用車に加え市内小中学校の校外学習を想定し、大型バスの駐車スペースを確保する。

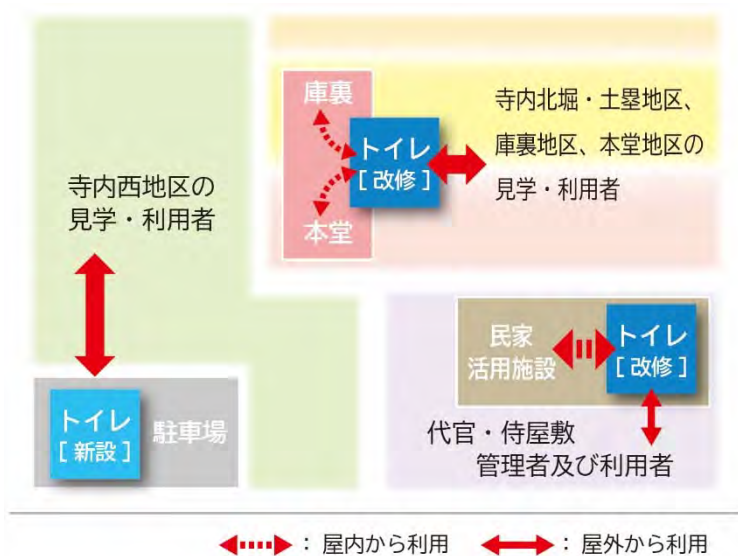


図 6-26 トイレ利用イメージ図

(3) 管理・運営施設

① 柵類・車止め・管理用サイン類

- ・ 園路と庫裏地区内の居住空間が近接する箇所には、柵等及び立ち入りを規制するサインを設置する。庫裏地区の内土塁開口部から庫裏地区に通じる出入り口、内土塁開口部の西側堀方面、寺内北堀・土塁地区内の北西側内堀進入口(東・西側)、地区北東部のヒメボタル棲息域、庫裏地区の南西部と寺内西地区の境界部分に設置する。
- ・ 駐車場や史跡公園の出入り口等に車止めを設置する。
- ・ 史跡公園として整備する範囲内、民家と接する部分については柵や植栽帯等の囲障を設け、大門手前と周囲道路沿いに、車両の進入を防止するための施設を設ける。

② 管理用倉庫、運営・管理施設

- ・ 清掃用具等管理用の用具類等を収納する倉庫を設置する。外堀外A地区のトイレに付属する施設とする。
- ・ 代官・侍屋敷地の民家を改修する際に、ボランティアの活動拠点や受付等を行う運営・管理スペースを設ける。管理運営施設に関しては詳細を後述する。

(4) 設備関連施設

① 水道・電気

- ・寺内西地区は明治用水を利用した散水施設を設置する。また、史跡公園での多目的な活動に備え、外堀外A地区に水飲み・手洗い場を設ける。
- ・多目的な活動に備え史跡公園として整備する範囲(寺内西地区・外堀外A地区・代官・侍屋敷地)と史跡の公開活用の場となり多くの行事が行われている本堂地区に屋外電源を設ける。

② 照明

- ・防犯も兼ねた夜間照明を整備する。外堀外A地区に整備する駐車場への進入路となる南側の市道沿い(街路灯タイプ)、寺内西地区(園路沿い等)、本堂地区を対象とする。本堂地区は夜間も立ち入りが可能なことから防犯センターと連動した防犯灯の設置を検討する(第6章_第9節 参照)。

(5) 案内・学習・ボランティア施設

① 民家活用施設

公有化した代官・侍屋敷地区に建つ大正期建築の民家を活用して、史跡の案内や史跡ボランティアの活動場所、便益機能、講座・教室等の学習機能、飲食の提供を行う貸し出し機能等を備えた施設とする。活用にあたっては、不特定多数の来訪者が訪れる施設として、耐震診断を基に適切な耐震措置を講じる。

将来構想として掲げている外堀外B地区でガイダンス施設を建設する際は、史跡の魅力向上を目指し、機能の再配置を含め一体的に整備する。

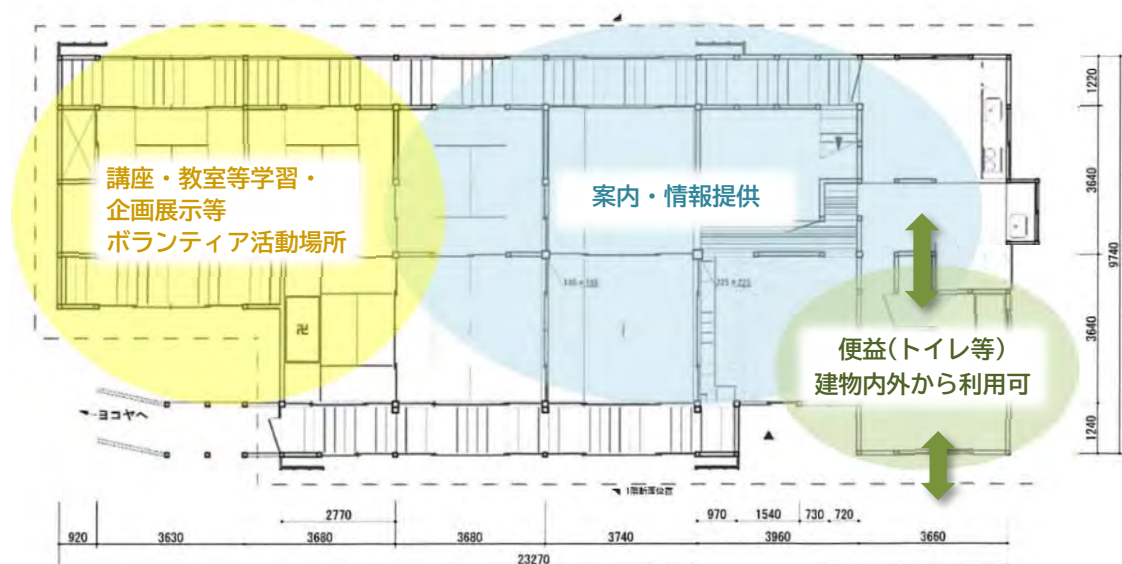
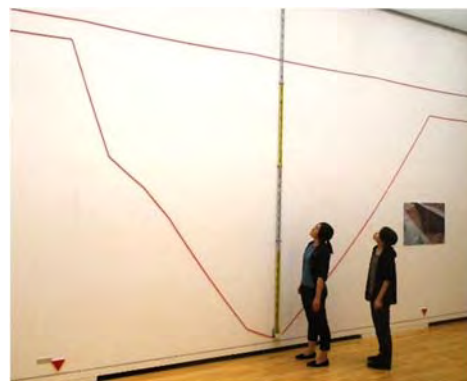


図 6-27 代官・侍屋敷地の民家の案内機能等イメージ図

② 将来構想のガイダンス施設

将来的に外堀外B地区に大型バス駐車場等を備えたガイダンス施設を建設する。この施設については、ガイダンス機能、ボランティア活動機能、事務機能、講座集会機能、トイレ機能、倉庫機能を想定する。

戦国期のV字形の規模が理解できるように、将来整備を予定しているガイダンス施設での遺構展示を検討する。一向一揆時の堀の形が迫力をもって展示解説する方法として実物大の堀の断面の展示（剥ぎ取りや陶板による複製展示等）を行う。またARなどの技術を用いて、規模や位置を理解できるようにする。



戦国期の堀の規模展示イメージ
(安城市埋蔵文化財センター)

表6-4 休養・便益・管理・運営施設一覧

施設	内容	設置箇所・特記
休養・便益施設	ベンチ・縁台	本堂地区、寺内西地区、代官・侍屋敷地
	屋内休憩スペース	外堀外A地区：新設トイレに併設
	トイレ	外堀外A地区：新設(男女別+バリアフリースイートイレ) 男性用：洗面所1個、大便器(洋式)1個、小便器2個 女性用：洗面所1個、大便器(洋式)2個 バリアフリースイートイレ：洗面所1個、大便器(洋式)1個、オストメイト1個
		本堂地区：本堂北側と庫裏南側のトイレ改修 男性用：洗面所1個、大便器(洋式)1個、小便器2個 女性用：洗面所1個、大便器(洋式)2個程度 バリアフリースイートイレ：洗面所1個、大便器(洋式)1個、オストメイト1個
		代官・侍屋敷地：既存施設(民家)を改修 男性用：洗面所1個、大便器(洋式)1個、小便器2個 女性用：洗面所1個、大便器(洋式)2個 バリアフリースイートイレ：洗面所1個、大便器(洋式)1個、オストメイト1個
	水飲み・手洗い場	外堀外A地区：新設トイレに併設
	駐車場	外堀外A地区：30台程度(身体障害者駐車区画を含む)
		外堀外B地区：大型バスにも対応(台数は未定)
管理・運営施設	立入禁止柵・規制板	寺内北堀・土塁地区、庫裏地区：非公開区域との境界
	境界柵	代官・侍屋敷地：東側の既存堀を改修
		寺内西地区：市道との境界
	車止め	寺内西地区、外堀外A地区：市道と園路及び駐車場との境界
	倉庫	外堀外A地区：新設トイレに併設
	民家活用施設	代官・侍屋敷地：民家を改修してボランティア活動拠点、案内、学習機能、飲食貸し出し機能、バリアフリースイートイレ等を設ける。
設備関連	水道	寺内西地区：明治用水を利用した散水施設
		外堀外A地区：水飲み・手洗い場
	電気(屋外電源)	寺内西地区・外堀外A地区、代官・侍屋敷地、本堂地区
	照明	寺内西地区：南側市道添いに防犯灯を設置 園路添いにフットライトを設置
		本堂地区、外堀外A地区：防犯灯を設置

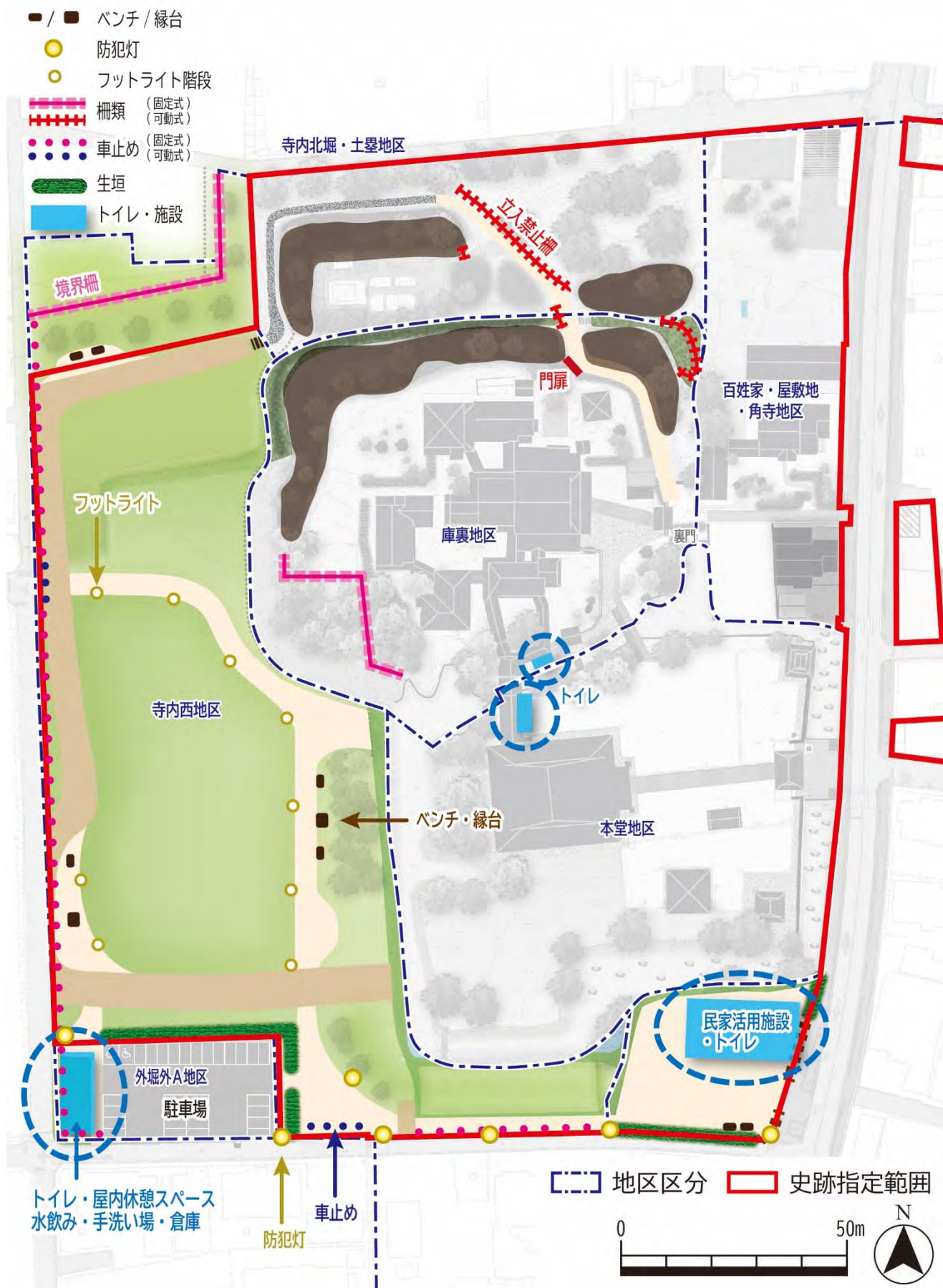


図 6-28 休養・便益・管理・運営施設箇所図

第8節 植生管理・植栽整備

(1) 既存木の整理

既存木が生育する位置や機能(役割)、樹勢や枝姿等の生育状況等に応じて、以下のような取り扱いを行う。既存木の伐採にあたっては、土塁等遺構面が浅い箇所に生育する樹木の除根は遺構の破損を進行させる恐れがあるため、基本的に除根は行わないものとする。

表 6-5 既存木の取り扱い内容

分類・目的		場所等	保存、整備内容	次図記号
主に植栽由来	鑑賞木	◇庫裏地区の建物周辺 ◇本堂地区の北側 ◇代官・侍屋敷地	・剪定等によって一定の状況を維持する。庭園等観賞木主体の範囲にある実生成長木で庭景を損なっているものは伐採する。なお庭園の植物対応(伐採、剪定、植栽)は、危険木や支障木の伐採を除いて庭園調査後に行う。	ア
	境界	◇庫裏地区、代官侍屋敷地の生垣 ◇寺内北堀・土塁地区周縁部の樹林帯	・生垣は剪定等維持管理によって一定の形姿を保つ。 ・周辺からは樹林帯として捉えられる本證寺の周縁部に見られる樹林は、地域に残る貴重な緑の空間として今後とも維持する。隣地との境界付近の危険枝等の伐採や、健全な生育のため実生木の伐採や密生した樹木の間引き伐採等を適宜行う。	イ
	個別樹種	◇庫裏地区北側一帯のヒノキ	・原則として内土塁、北東側外土塁、堀及びこれら遺構に近接する樹木は伐採する。	ウ1)
			・墓所周辺の土塁上及び墓所周辺に植栽されているヒノキは、段階的に取扱い、当面は土塁裾部や斜面上に生えているもの、密生している箇所の間引き、生育不良なもの、傾斜木を伐採し、伐採後の経過観察により必要に応じて追加伐採する。	ウ2)
			・西側境界付近のヒノキは境界林としての機能を維持するために維持する。密生状態にある樹木の間引きや生育不良な樹木は伐採する。	ウ3)
			・北東外土塁の北側一帯のヒノキ林はヒメボタルの棲息域であることから、枯木・危険木・枝の伐採程度とし、現状保全する。ホタルの餌となる貝類等の棲息環境を維持するために、下草刈り等を適宜行うとともに林床の枯葉等が堆積した腐植土状態を維持する。	ウ4)
		◇庫裏地区・本堂地区西側樹林帯のスギ・ヒノキ、ケヤキ、エノキ等	・庫裏地区の内堀B地区の範囲にある樹木は遺構の保存整備のために伐採する。 ・その他の庫裏地区にある樹木は庫裏内の施設との遮蔽等緩衝帯及び書院前庭園の背景となるよう残置し、密生状	エ1) エ2)

		態にある樹木は間伐や整姿剪定等により健全な生育環境を形成する。 ・ヒノキからなる南半分は寺内西地区に含まれ、主要な遺構の分布は想定されていない。目通り直径20cmに満たない単一樹種の植栽木で、本来用材用に伐採することを目的とした植林であるため、保全の対象とせず大規模間引き伐採を行い、広葉樹等他樹種の植栽の余地を確保する。	Ⅸ3)
	◇庫裏地区、寺内北堀・土塁地区のタケ	・遺構上のタケは基本的に伐採する。用材等で継続利用する場合は適切な管理によって生育範囲を限定する。	オ
実生等	◇庫裏地区、寺内北堀・土塁地区の土塁及び堀上	・土塁の斜面の樹木は基本的には伐採する。 ・土塁天端及び周辺の比較的安定した地盤に生育する樹木で、枯木、傾斜木・倒木等危険木、樹勢の衰えた樹木、大きな樹洞がある樹木、実生若木類は伐採する。残りの樹木で、高く成長し、枝を大きく広げているものは切り下げ剪定や枝下ろしによって風等の影響による樹根の動きを極力抑える。密生している樹木は選択伐採し疎林状態とする。伐採後は経過観察を行い、専門家の指導の下に必要な応じて追加伐採を行う。 ・堀遺構上の樹木は基本的に伐採する。	カ1)
	◇本堂地区内の堀周辺	・水際のもで枯木、水面に大きく張り出したもの、その他傾斜木等危険木、樹勢の衰えたもの、形姿不良なもの、実生の灌木は伐採する。また近接状態にある樹木は選択伐採して適度な樹間を確保する。	カ2)
植栽・実生共通	◇本堂地区の歴史的建造物周辺	・植栽木・自生木にかかわらず、歴史的建造物に近接して成長する樹木は、樹木の状況に応じて風倒回避のための枝下ろし剪定、伐採、ワイヤーロープ等倒木対策を講じる。	キ

◆内堀のハス

本堂周囲の内堀の浚渫に伴い、ハスが生育している土(約30cm)を除去することになるが、広く認知されているハスの景観を今後とも維持するために土を補充する。ハスの根が遺物包含層に影響を与えないように、防根シートや吸い出し防止材等を検討する。

◆外堀のハス

外堀とされる池に生育するハスは、調査によって遺構の状況等が確認された際には、十分な遺構保護層を確保した上で栽培を継続する。当面は現状の栽培・管理を継続する。流入管から流れ込むとみられる周辺農地の排水については、栽培環境に重大な影響を与えていると判断される場合、排水系統の付け替え等も検討する。

(2) 植栽

新たな植栽は「遺構面保護のための植栽」、「広場等の整備に伴う広場の緑化、緑陰・修景等のための植栽」を対象として行う。

① 遺構面保護のための植栽

遺構面保存及び顕在化のために樹木を伐採した土塁については、表土安定のために被覆植物(チゴザサ、コグマザサ等カバー力が強いササ類等)による植栽を行う(P127_第6章_第2節_(1)遺構保存計画参照)。

② 広場等整備にともなう表土被覆、緑陰・修景等植栽

寺内西地区の地表面は保護等のために被覆植物(芝生等)で覆い周辺の農地と連続した景観とし、周縁部等に緑陰や修景のための樹木をバランス良く植栽する。樹種は在来種を基本とする。樹木の植栽にあたっては、調査で確認された遺構面が浅い箇所には植栽は行わず、必要に応じて防根シート等を用いる。

◆境界植栽木

地域に残る貴重な緑の空間として、ヒノキを含めて今後とも維持する。隣地との境界付近の危険枝等の伐採や、健全な生育のため実生木の伐採や密生した樹木の間引き伐採等を適宜行う。

◆観賞木

剪定等によって一定の状況を維持する。庭園等観賞木主体の範囲にある実生成長木で庭景を損なっているものは伐採する。

◆内堀B南西埋没部周辺の樹木

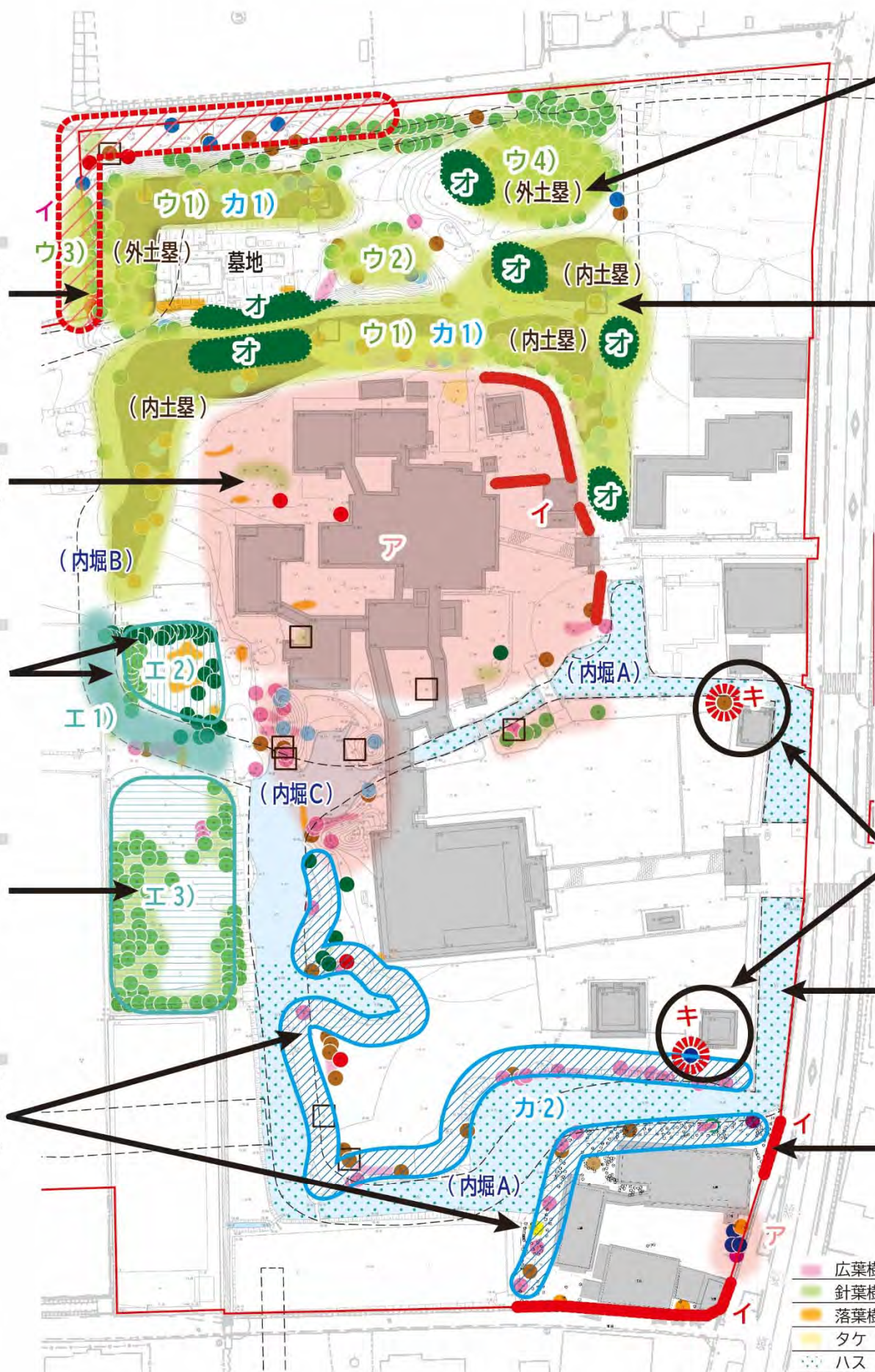
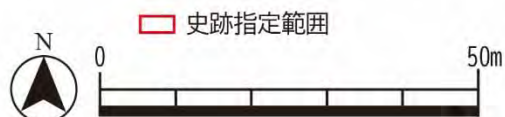
堀上の樹木は保存整備のために伐採する。堀内側の既存木は遮蔽等の機能を維持するために剪定等適切に管理する。

◆スギ・ヒノキ等植栽木

用材のために植林された樹木であるが成育状態も良くないため、大規模な間引き伐採で、広葉樹等の修景木の植栽余地を確保する。

◆水際の樹木

水際のもで枯木、水面に大きく張り出したもの、その他傾斜木等危険木、樹勢の衰えたもの、形姿不良なもの、実生の灌木は伐採する。また近接状態にある樹木は選択伐採して適度な樹間を確保する。



◆北東外土塁の北側一帯のヒノキ林

ヒメボタルの棲息域であることから、枯木・危険木・枝の伐採程度とし、現状保全する。なお、ホタルの餌となる貝類等の棲息環境を維持するために、下草刈り等を適宜行うとともに林床の枯葉等が堆積した腐植土状態を維持する。

◆土塁・堀上の樹木

土塁斜面の樹木は基本的には伐採する。土塁天端及び周辺の比較的安定した地盤に生育する樹木で、枯木、傾斜木・倒木等危険木、樹勢の衰えた樹木、大きな樹洞がある樹木、実生若木類は伐採する。残りの樹木で、高く成長し、枝を大きく広げているものは切り下げ剪定や枝下ろしによって風等の影響による樹根の動きを極力抑える。密生している樹木は選択伐採し疎林状態とする。伐採後は経過観察を行い、専門家の指導の下に必要なに応じて追加伐採を行う。

○内土塁、北東側外土塁、堀及び周辺のヒノキ

基本的に伐採する

○墓地周辺の土塁や、墓所周辺のヒノキ

当面は土塁裾部や斜面上に生えているもの、密生している箇所の間引き、生育不良なもの、傾斜木を伐採し、伐採後の経過観察により必要に応じて追加伐採する。

○ササ類

用材として残置するもの以外は伐採する。残置する場合は維持管理によって成育範囲を限定する。

◆歴史的建造物に近接する樹木

樹木の状況に応じて風倒回避のための剪定・伐採やワイヤーロープ等倒木対策を講じる。

◆内堀のハス

成育範囲は現状を維持する。

◆生垣（境界植栽木）

剪定等維持管理によって一定の状況を維持する。

アラカシ	シキミ
イロハモミジ	スギ
カリン	セイヨウカナメ
クスノキ	ツバキ
クロガネモチ	ヒサカキ
クロマツ	ヒノキ
サカキ	ムクノキ

ア	鑑賞木
イ	境界木・生垣
ウ	個別樹種【庫裏北側】 1) 土塁上・堀上 2) 墓所周辺 3) 西側境界付近 4) ヒメボタル棲息域
エ	個別樹種【庫裏・本堂西側】 1) 内堀B地区 2) 庭園 3) 寺内西地区（南側）
オ	タケ・ササ類
カ	実生木 1) 土塁上・堀上 2) 本堂地区内堀周辺
キ	植栽・実生共通 歴史的建造物周辺
□	幹周り2m以上

図 6-29 植栽管理計画図

第9節 防災計画

ここでは歴史的建造物の防火等対策、歴史的建造物が集中して所在する本證寺現境内の防災、史跡本證寺境内における地震災害発生時の対応を対象とする。

(1) 防災設備の充実

① 防火設備

防火の基本は、日常の見回り等の防火管理や設備点検、消防訓練等の予防と、早期発見、初期消火が重要である。また消防隊による消火活動に必要な水利施設の充足も必要である。早期発見、初期消火を担うのは、主に防火対象物の所有者等防火管理者が主に想定される。

防災施設の整備に際しては令和3年12月6日に出された「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」(以下「令和3年指針」という)に基づき適切な規模・内容の防災設備を導入するものとする。なお、江戸時代の建造物に隣接して明治期以降の建造物(木造)や住職住宅などがあるため、これら近接建物の防火対策も徹底する必要がある。

ア) 早期発見、初期消火関連

本證寺では境内に居住する住職家族が主体となって初期消火にあたることとなるため、消火体制も考慮に入れて導入施設を検討する。本證寺の管理体制(人的配置)や隣接する住宅等の状況、各防災設備にかかる費用等から、現時点で導入が想定される設備は以下のようなものがあげられる。

A：早期発見にかかわる設備：自動火災警報設備(火災感知器、非常警報設備)、炎センサー

B：人的初期消火・延焼防止に用いる設備：消火器、屋内消火栓(必要に応じて屋外消火栓)

Aに関しては、自動火災報知設備の導入を検討する。火災感知器は火災覚知の高い煙感知器(令和3年指針より)とする。現在の管理体制も考慮して、自動火災警報設備と消防機関へ自動通報する火災報知設備を連動させた直接通報装置の導入も検討する。自動火災警報設備は雷の被害を受けやすいため避雷設備の設置など雷対策を合わせて実施する。自動火災警報設備は防火対象物及び住職宅等近接建物等にも設置することを原則とする(令和3年指針より)。

また、放火や喫煙など火災につながる建物周囲での炎発生を感知する炎センサーの配備も想定される。炎センサーを設置する際は歴史的建造物等のすべての外周部の感知に対応したものとする。

Bに関しては、現在配備している初期消火に有効な消火器に加えて、より消火能力が高い消火栓の設置を検討する。消火栓は現在の管理体制を考慮して、一人でも対応可能な易操作1号消火栓の採用を検討する。なお、周辺からの延焼防止のためには屋外に設置した消火栓の導入も検討する。消火栓の設備には貯水槽(水源)及び動力消防ポンプが必要となるが、容量については防火対象建物(歴史的建造物)のみならず近接建物への設置の必要性も検討した上で、屋外を含めた消



易操作1号消火栓
(株式会社初田製作所 HPより)

火栓の必要数及び放水の継続時間等から容量を算定する。設置場所は地下遺構の有無や景観上の配慮の上適切な場所を設定する。

この他延焼防止としては放水銃やドレンチャーの導入も想定されるが、本堂は周囲が水堀に囲まれていること、本證寺現境内と隣接住宅とは10m以上離れていること等の空地距離や立地環境、導入にかかる費用も考慮した上で必要性を今後検討する。また人的初期消火でなくスプリンクラー等の自動消火装置による初期消火設備については、現時点では文化財導入事例が少ないことから、先行事例での導入の推移状況をみながら、放水による文化財の水損の可能性等も視野に入れて今後の検討課題とする。

イ) 水利施設の充実

安城市が設置する消防に必要な水利(消防水利)は、本證寺現境内周辺では、境内の東側県道沿いに防火水槽(60 t)と屋外消火栓があるが、歴史的建造物を多く有する本證寺現境内の水利としては十分とはいえないため、防災水利の一環として近在に水利施設(防火水槽)の増設を検討する。

消防水利のための緊急手段として堀の水の利用も検討する。これには堀の水深が50cm以上あり、消防ポンプの吸管が投入可能な場所を確保する必要がある。

ウ) その他防災対策

◇避雷設備

避雷設備がない歴史的建造物は、防災設備の整備に合わせて、避雷設備を設置する。

◇地震対策

本堂以外の歴史的建造物についても、耐震診断に基づき補強等を行う。電気設備が旧式な歴史的建造物については、漏電遮断器、感震ブレーカー等の設備の追加もしくは、電気設備の更新を検討する。

◇防犯設備・防犯灯

本堂は施錠しているものの、本證寺現境内は夜間も門戸を開いており、誰でも入れる状態であることから、防犯対策として防犯カメラ・防犯センサーの設置を検討する。

本證寺現境内だけでなく公有化して整備を計画している範囲を含め、夜間の防犯対策として防犯灯(夜間照明)の設置を検討する。

② 緊急時の動線と防災体制の整備

ア) 緊急時の動線

◇救急自動車の動線

本堂地区には県道から大門を通して本堂前に至る。庫裏地区で要救助者が発生した場合は、地区内に入らず裏門の手前に停車する。その他の地区については、いずれも公道に接していることから、臨機応変な対応を取る。

◇消防自動車の動線と消火活動

県道沿いには防火水槽（大門から北約60m地点）と屋外消火栓（大門から東20m地点）があり、これらの水利施設を用いて消防ポンプ自動車による消火活動が行われることになる。本堂地区を対象とした消火活動にあたっては、大門を通ることができる小型消防ポンプ車は境内に進入して消火、その他の大型消防車は大門前付近の県道（本堂との距離約50m）からホースを延長して消火活動を行うこととなる。また庫裏地区を対象とした消火活動は本堂地区方向または裏門前の市道から消火活動を行うこととなる。

イ) 災害時の活動計画

定期的に防災訓練を実施しているが、防災にかかわる予防・発生時の対応にかかわる活動計画（避難誘導マニュアル等）を立案するとともに、自主防災組織等の育成・強化に向けても取り組む。本證寺境内の整備にあわせて、防災計画を立案し、日中に災害が発生した場合及び夜間等の対応を検討する。

日中の災害発生に対応して、ボランティアガイド等の常駐配備に向けた取り組みや、ガイドによる避難誘導のためのガイドの避難訓練等も定期的に実施する。

ウ) 地域の防災対策

安城市教育委員会が行う文化財防火訓練を定期的実施する。

周辺地域の住民組織による自主防災体制の強化のための支援等、本證寺を含む地域住民による防災意識の向上に向けての取り組みを行う。具体的には以下のような自主組織の育成や自主組織による防災関連諸活動、防災設備の充実が想定される。

- ・地域の自主防災組織の育成（三ツ川自主防災会の体制強化等）と、本證寺現境内も対象とした初期消火支援等も含めた防災訓練等の実施、夜間の防犯のための見回り等。
- ・災害発生時の連絡網・活動体制の構築。
- ・地域の自主防災の一環としての火災発生時の初期消火のための防災資機材の充実に向けての取り組み
 - 街角消火器、可搬消防ポンプ等地域住民が行う初期消火のための防災資機材に関わる補助金等の周知、防災用具の充実、設置箇所の周知等。



防災訓練での地域住民による消火器使用訓練の様子（本證寺境内）

第10節 調査計画

(1) 発掘調査

整備事業期間中は、事業計画に即した確認調査が中心となる。調査結果を基に設計する部分については、十分な検討時間を確保する必要がある、関係者間で密な連携が求められる。

整備のための調査とは別に史跡の全容把握を目的とした発掘調査計画を別途立案し、継続して調査研究を行っていく。発掘調査の基本方針として、遺跡の特徴でもある二重の堀と土塁の解明を優先し、調査成果を広く公開していくものとする。

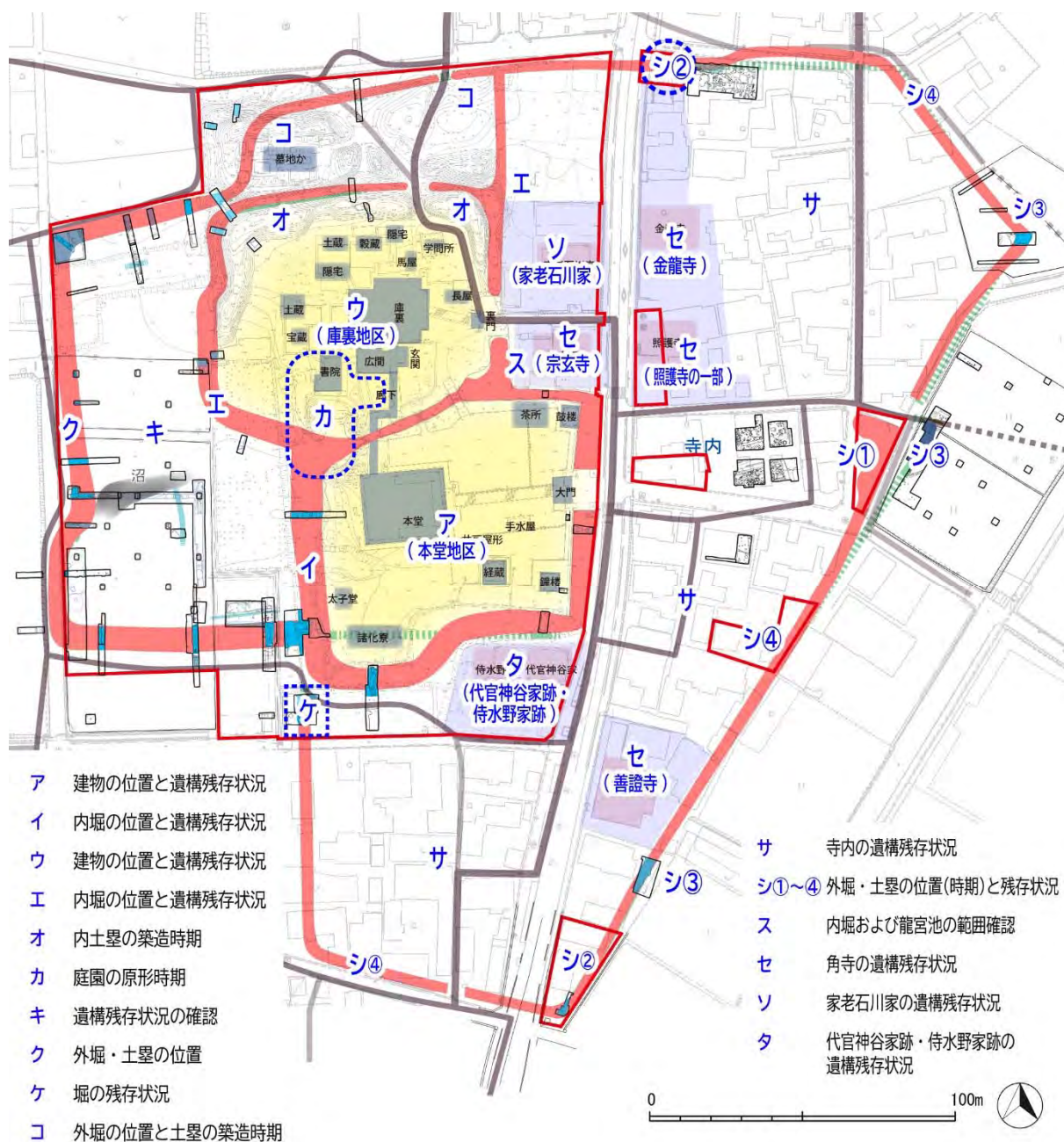


図 6-30 本證寺境内調査計画図

(2) 庭園調査

書院前の庭園について、詳細測量と発掘調査成果により、庭園の学術的価値を明らかにする。庭園調査では有識者の指導のもと芸術上観賞上の価値を見いだす。

(3) 石垣・石積の動態調査

内堀Aの石垣及び石積に変形が生じていないか動態調査を行う。目視観察に加えガラス棒やクラックゲージを築石に設置し、定期的に確認する。令和4年度に積み直した石垣を含め、安定していることを証明するためにも調査を続けていく。

第11節 公開・活用計画

(1) 整備段階における公開・活用

① 史跡の管理運営等に係わる組織の立ち上げ支援

管理団体である安城市は、既存団体や市民がまちづくりに参加するしくみづくり、管理運営に携わる市民組織の結成を支援する。

② 埋蔵文化財センターと連携した調査成果の周知

- ・発掘調査現地説明会を開催し、調査成果を周知し、市民への還元を行う。
- ・現地説明会や歴史講習会、各種研究成果の発表のweb公開等による現地を来訪できない人のための情報提供等を計画する。

③ 整備段階での市民参加、整備の公開

- ・整備事業への市民参加：例)植樹やハスの管理、本證寺勉強会やワークショップ
- ・修理・改修の公開：民家の改修、庫裏の修理等の工事過程についての見学会を開催

④ 史跡本證寺境内のSNSによる情報発信やHPの立ち上げ

- ・史跡本證寺境内全体の情報提供等の公開活用等を行うHPの立ち上げやSNSを効率的に活用する。
整備段階：ツイッターやインスタグラム等SNSを使った調査・整備の情報提供
整備後：HPによる総合的案内(施設の利用案内、イベントの周知等による活用の推進)とSNSによる情報発信、交流の場づくり
- ・関連組織(未来寺子屋や本證寺等)との連携(リンクやイベント等の周知連携)

(2) 整備後の公開・活用

① 市民活動の場の提供、社会教育関連

ア) 案内・学習・ボランティア施設(民家)を活用した活動等

- ・本證寺で活動するボランティア団体、グループの拠点として活用する。

イ) 環境教育

- ・本證寺ハスの会が行っているハスの栽培に伴い実施している、外来生物等駆除活動への参加呼びかけ
- ・関連大学研修室との連携による学習会の開催等

ウ) 市民活動の場の提供

- ・市民が楽しみながら管理・運営等に参加できる場づくり
- ・整備後の場の状況に応じて、市民の多様な活動の場づくり

② 特徴を活かした活用

これまでの実績から考えられる活動内容を以下にまとめる。

表 6-6 史跡見学・学習：各地区の特徴を活かした見学学習

場 所	見学対象	学習・体験内容
本堂地区・庫裏地区	歴史的建造物・堀に囲まれた境内の景観、ハス	江戸時代以来の景観を継承する真宗寺院の伽藍等、再生ハス
寺内北堀・土塁地区 現存外堀(視認できる遺構)	土塁、堀遺構(視認できる遺構)	現在に継承された土塁、堀遺構
寺内西地区(庫裏地区の南西内堀部分含む)、外堀B地区 外堀外A地区	埋没していた堀遺構の表現施設(平面表示、復元、面展示)	堀遺構の表現による往時の景観の再現空間
外堀で囲まれた寺内全体	寺内町の規模・内容、歴史的旧道	寺内町の状況(イメージ)

史跡としての他の活用例

【寺内西地区】

- ・芝生等広場：各種イベント、近隣住民(幼稚園児等、家族づれ、子供、高齢者等)の集い・憩い・遊び等の身近な利用の場、軽スポーツ(ヨガ・グラウンドゴルフ・ボール遊び等)

③ 既存行事における会場としての利用

- ・お寺RUN(リレーマラソン。きょうえんいちとの同日開催)の会場(集合場所、スタート・ゴール地点)として活用する。
- ・きょうえんいち、本證寺フェスティバル等のイベント会場として、本堂地区、庫裏地区、寺内西地区、侍・代官屋敷地のそれぞれの場の特徴を活かして一体的に利用する。本堂地区と庫裏地区を一連の場として活用するため、内堀Aに架かる龍宮橋にスロープを設ける。



お寺RUNの会場としての利用
(写真は現在のお寺RUN)

④ 郷土芸能・伝統行事の継承の場、会場の提供

西側農地も含め桜井風保存会との連携による風あげ大会の会場としてや三河万歳・棒の手の披露会場として等広がりのある空間を活用する。



桜井地区に伝わる桜井風の披露の場として

⑤ 学校教育(郷土学習の場)

- ・歴史学習等で近隣の小中学校の積極的利用を推進するため、まず生徒および教員を対象とした学芸員による出前授業の定期的実施を検討する。特に生徒を指導する教員に対して、郷土の文化遺産を理解してもらう手段の一環として史跡本證寺境内等の周知を図る。
- ・現在小中学校(小学6年生、中学2年生対象)で実施している歴史博物館見学学習と連携して、校外学習として史跡本證寺境内の見学を働きかける。現地では専門の学芸員やボランティアガイドが案内・解説する。
- ・高校の放送部と連携して、史跡解説YouTubeを制作することで、郷土学習の機会を提供する。

(3) 周辺地域の環境保全に関する計画

ここでは史跡本證寺境内の周辺地域として、かつての寺内地域およびその周辺地域の環境保全に関して言及する。周辺地域は江戸時代の本證寺領の範囲をその対象とする。

① 寺内地域での官民協働による景観保全・形成に向けた取り組み

- ・地域住民だけでなく、公共・公益施設にかかわる事業者・行政等の関係者・関連部局が協働して良好な景観づくりに取り組む。
- ・寺内の歴史的道(田道)と重複する市道の修景：旧道や外堀遺構付近に寺内の範囲を示した看板等の設置、歴史的道の区間にふさわしい舗装などを検討する。
- ・地区内を通過する県道(一部江戸時代以来の道と重複)の修景に向けての関係機関への働きかけを行う。

例：ガードレール等道路付属物の景観に配慮した色彩・デザイン等への変更、老朽化した橋梁(現存外堀部分)の美装化、電柱、電線の集約や背面化等。

- ・住民による景観形成の先進地事例見学や勉強会等の開催により、住民自らが寺内景観にふさわしい景観づくりの指標等を作成するための支援等を行う。
- ・安城市で実施しているみどりの育成および良好な生活環境づくりのための生垣等設置補助金、街並み緑化補助金等の周知を図る。
- ・寺内域については、可能な地から史跡の追加指定等に取り組む。



地域住民を対象とした勉強会の開催風景



安城桜井駅周辺特定土地地区画整理議場地区内では、住民が「桜井まちなみ景観ルール」等をつくり、住みよいまちづくりを推進している(安城市 HP より)

② 寺内周辺

ア) 本證寺領関連遺構の調査の推進

江戸時代の本證寺領南北の境は、「伊奈忠次絵図証文」などからすると、築地(堀)で区切られており、南北の築地と「寺内」の間はそれぞれ「脇屋敷」という名目で公認された「寺内」百姓の耕地であった。絵図証文には北の築地には木戸の存在も記されている。さらに寺内の西側には「寺之山」として山林竹木が広がり、そこには本證寺の茶園がいくつか存在していた。これら築地等の所在や痕跡についてはこれまでの調査では明らかになっていない。よって、今後も周辺遺跡等の調査を推進し、関連遺構の解明に努めるものとする。



南桜井駅前の歴史の散歩道の案内板には「江戸時代の本證寺領」の範囲を表示している

イ) 本證寺領の範囲に広がる周辺景観の保全

江戸時代の本證寺領西側には、山林竹林が広がっていたとされるが詳細は不明である。明治期以降は農地として周辺一帯は開発され、旧本證寺領では大半が農地として現在に引き継がれている。また農地の一角には緑地帯としてかつての「寺之山」の景観を想起させる野寺八幡社の鎮守の森が景観ポイントとなっている。これら良好な農地景観を今後とも保全する。

保全継承策としては、「歴史の散歩道」の案内板やパンフレットや、安城ARナビ等のデジタルコンテンツを活用した周知や農地の保全(農用地区域)、本證寺領全体を体感するウォーキングなどを検討する。

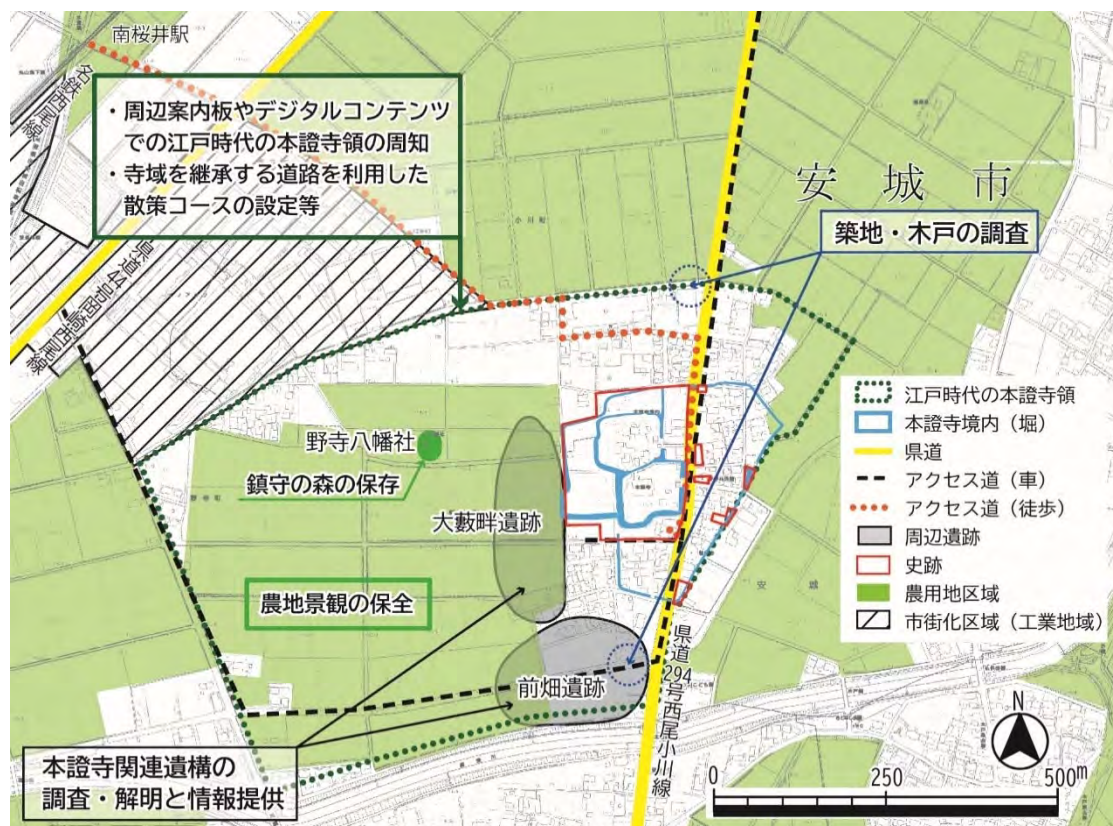


図 6-31 史跡本證寺周辺地域(旧本證寺領)の環境保全の方向

(4) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

① 既存の文化財周遊コースの周知

安城市では現在「歴史の散歩道」を10コース作成しており、この中で「三河一向一揆の舞台本證寺を歩く」「桜井古墳群と三河一向一揆めぐり」は、本證寺境内を主なテーマに周辺文化財等を巡るコースとなっている。これら歴史の散歩道コースについて、現地の情報案内板や、安城ARナビ等によるさらなる周知を図る。

② 本證寺境内と歴史博物館間の有機的ネットワーク

本證寺境内と本證寺が有する法宝物が寄託されている歴史博物館との間の車、自転車、歩行者(散策)によるネットワーク動線の設定・周知による一体的活用を図る。

本證寺境内と歴史博物館の間には、重要文化財人面文壺形土器が出土した亀塚遺跡など鹿乗川流域遺跡群や、桜井古墳群を構成する二子古墳・姫小川古墳(国指定史跡)、安城松平家の居城安城城跡、桜井松平家の桜井城跡など多数の史跡がある。これらを結んだ周遊道路(自転車等利用道路)を設定し、史跡本證寺境内等安城市を代表する史跡等重要遺跡の周知・活用の相乗効果を図る。

③ 歴史博物館の特別展等との一体的利用のための交通手段の検討

安城市では令和5年(2023)に、テレビ放映による来訪者対応で本證寺境内と歴史博物館を結ぶシャトルバスを運行した。今後、移動手段を集約したPark and Rideの観点から両者の一体利用が計られるような交通手段も検討する。



図 6-32 本證寺境内と歴史博物館を結ぶネットワークイメージ図

(5) 管理運営計画

史跡本證寺境内の整備後の公開・供用に際しての管理運営は、原則として所有者が行う。

① 市内部における関係各課との連絡調整

整備後は史跡の公開活用範囲が広がることから、市民等来訪者の利用に関する管理・運営については、安城市が主体的に行う。本證寺境内の整備に伴い公有化した範囲は都市公園となることから、公園名称をはじめとして、公園を管轄する公園緑地課と管理区分を明確にして円滑な運営を図るものとする。また管理運営に関連するその他観光や生涯学習等関連課等との情報共有や連携を図る。

② 本證寺現境内と都市公園との協力連携

本證寺現境内で現在行っている数々の市民等主催のイベントは、整備後の公有地(都市公園)も取り込んで一体的な公開活用が望まれる。このため本證寺との一層の協力連携を図るとともに、情報を共有化する。

③ 市民、本證寺、安城市協働による管理運営、検討会議等の意見聴取

現在、公開活用されている本證寺現境内は本證寺の境内地として宗教関連行事の他、市民参加による多様な行事が行われている。特に「本證寺ハスの会」のハスの栽培や関連する周知活動や、「未来寺子屋」による関連活動は、本證寺境内を舞台にした多彩な内容となっている。またボランティアガイドは、本證寺等を会場にしてガイドの育成や活動の場としている。さらに学校関係との連携や高校生、大学生の参加も期待される。これら諸活動団体の連携や新たな統合組織等の結成等により本證寺境内の管理や運営への協力が望まれる。

整備中、整備後の管理運営については文化庁・愛知県の指導・助言のもと、史跡本證寺境内整備検討会議等を開催し意見を聴取し、整備等に反映する。

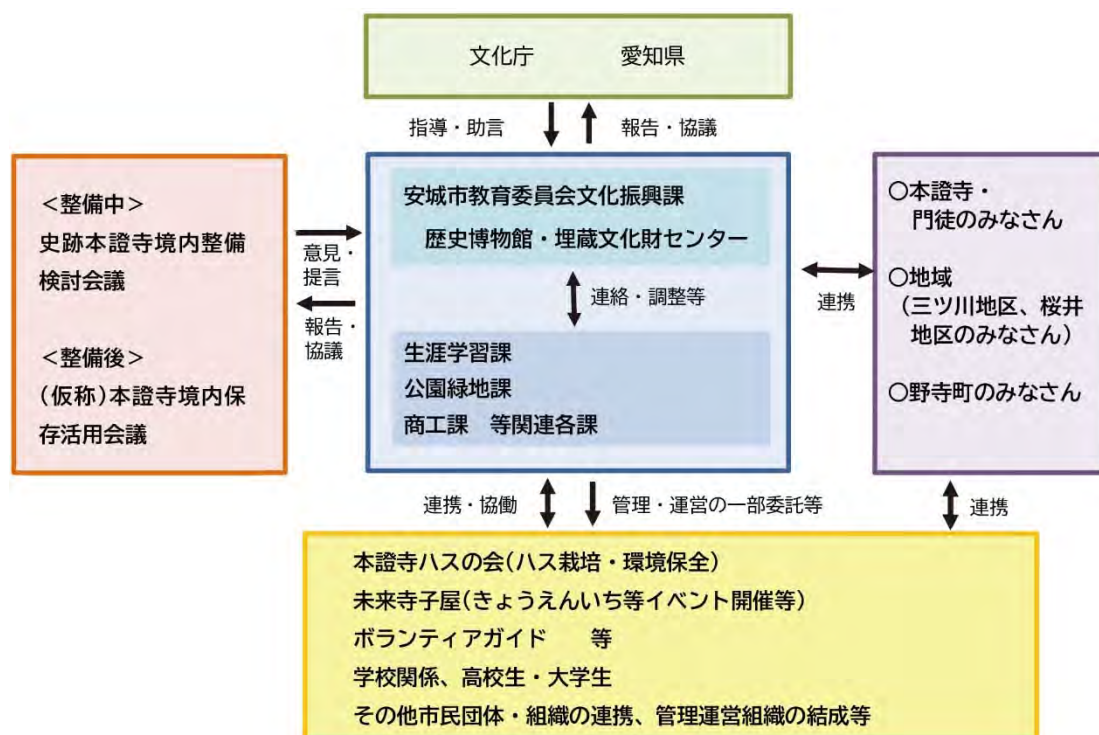


図 6-33 本證寺境内の管理・運営の関係図

第7章 事業計画

第1節 事業年次計画

本證寺現境内と公有化した範囲(本堂地区・庫裏地区・寺内西地区・寺内北堀・土塁地区、外堀外A地区、百姓家・屋敷地・角寺地区のうち代官・侍屋敷地の大半)を当面の整備対象範囲とし、第6章にて整備内容や必要な各種調査をまとめた。

令和5年度から開始する整備事業は、令和8年度までの4年間を短期事業期間と位置づけ、本證寺現境内での堀や土塁の保存と公開に向けた整備、公有地での堀の平面表示、史跡見学や多目的な活動に備えた施設整備等を進めていく。史跡公園として整備する範囲(寺内西地区や代官・侍屋敷地、外堀外A地区)については、令和9年(2027)5月の市政75周年の供用開始を目指す。庫裏地区の歴史的建造物や庭園等の各種調査成果を基に行う整備や、整備条件の整っていない本堂地区の基盤設備等については、令和9年度以降も事業を進めていく。

本證寺現境内において短期事業期間以降も継続的に調査・整備していくものや、その他の史跡指定地内の整備、史跡の追加指定、ガイダンス施設の建設等については、中・長期事業(それぞれおおそ10年間)として取り組むものとする。

当面の整備対象範囲は、市有地(史跡公園として整備・公開)と本證寺所有地からなる。このうち市所有地の整備については、安城市が事業主体となって行う。本證寺現境内において建造物を除く土塁・堀等史跡の本質的価値を構成する要素、広場・園路、サイン等主に公開活用に供する施設についても安城市が事業主体となるものとする。建造物及び防災施設、天然記念物等の整備については本證寺が事業主体となる。

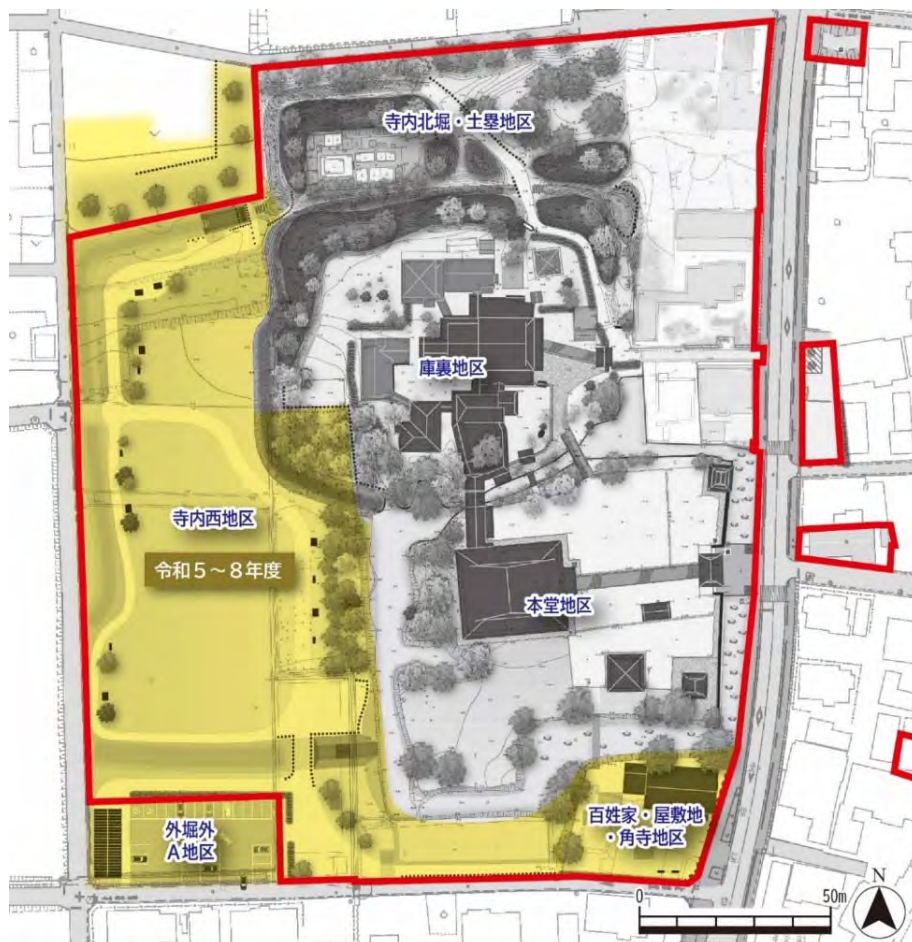


図 7-1 令和9年5月供用開始エリア

表 7-1 史跡本證寺境内事業年次計画

● : 測量・実施設計 ■ : 整備

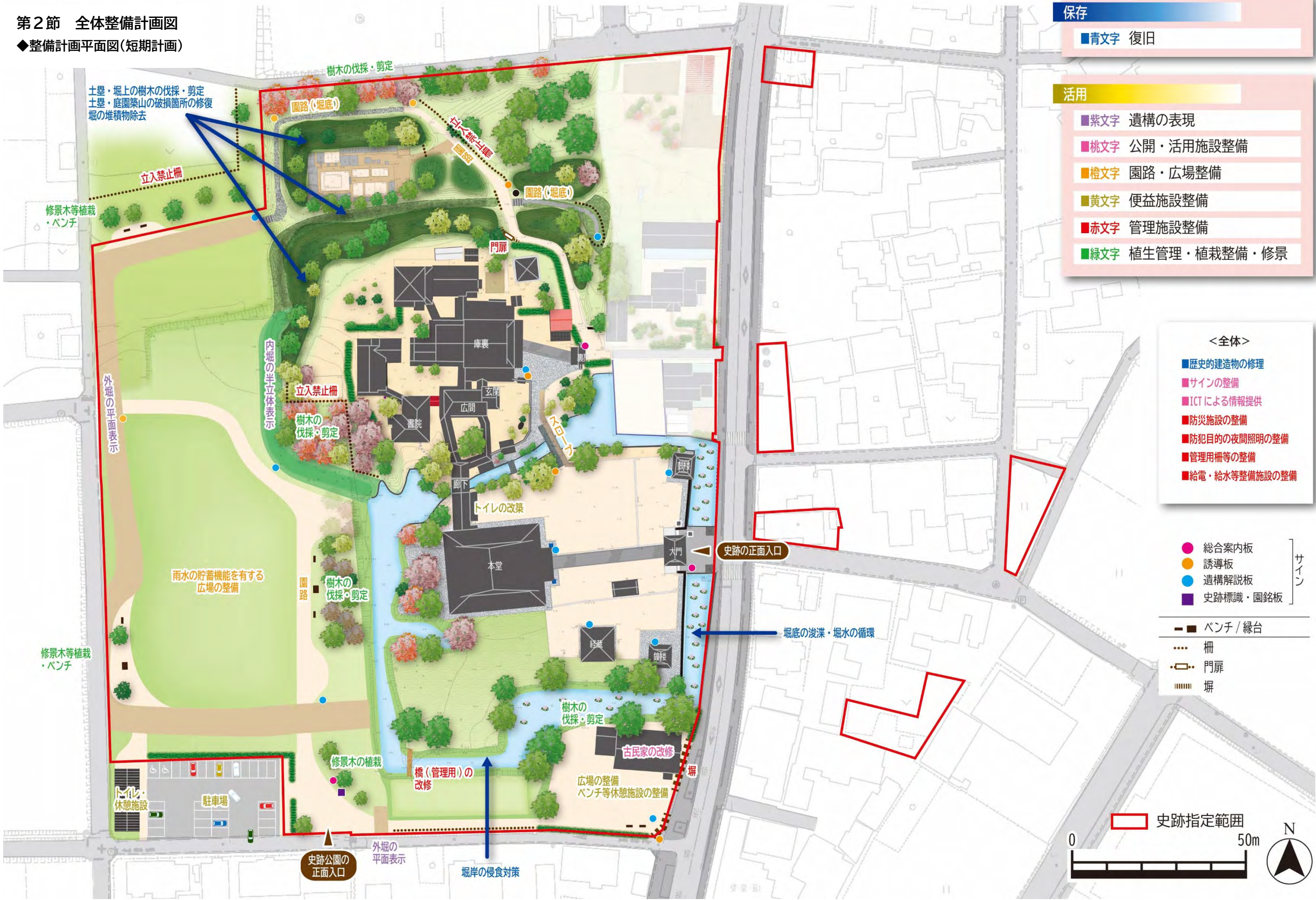
エリア	地区	整備区分	整備項目	整備概要	箇所	事業主体	第1期整備事業 (短期計画)				中期計画		長期計画 約10箇年
							R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	前半 (5年)	後半 (5年)	
内堀に囲まれた現境内（内堀含む）エリア	本堂地区	保存	復旧	堀岸の侵食対策	内堀A (堀際の樹木の択伐)	市			●	■			
				堀の浚渫	内堀A	市			●	■			●
				改変石積の修復	内堀A(北側)	市						●	
				歴史的建造物の修理	本堂擬宝珠等	寺						●	
					経蔵等経年劣化対応	寺						●	
			防災	防災施設の整備	本堂等歴史的建造物	寺					●		
		活用	基盤整備	雨水排水系統の整備	本堂前等	市						●	
			園路・広場	舗装	本堂前	市						●	
				園路整備	園路(スロープ含む)	市			●	■			
			便益施設	トイレの改築	既存トイレ	寺			●	■			
			維持管理施設	水循環設備(給排水)の整備	内堀A	市			●	■			
				管理用人道橋の整備	内堀A (既存橋の付け替え)	市			●	■			
				電気設備の整備	電気設備(照明含む)	市			●	■			
	庫裏地区	保存	復旧	土塁・堀上の樹木の伐採・剪定	内土塁・内堀B上	市		●	■				
				土塁・庭園築山の破損箇所の修復	内土塁や庭園築山	市		●	■				
				堀の堆積物除去	内堀B	市		●	■				
				歴史的建造物の修理	庫裏	寺					●		
				建造物の修理・復元	昭和期再建造物	寺						●	
				庭園の修復	庭園(調査に基づく)	市					●	●	
			防災	防災施設の整備	庫裏及び近接建物	寺					●		
		活用	保存管理	天然記念物の保存管理	イブキ	寺	随時						
			修景・植栽整備・植生管理	樹木の整理伐採	庫裏南西部 (スギ・ヒノキ等)	寺	●						
			遺構表現	堀の平面表示	内堀Bの南西部	市		●	■				
			園路・広場	園路整備(既存通路)路面保護(堀)	既存通路・内堀Bの園路	市		●	■				
			維持管理施設	柵・門扉の設置	住職居宅等立ち入り規制箇所	市		●	■				
			便益施設	トイレの改築	既存トイレ	寺			●	■			
(外堀に囲まれた寺内)	寺内北堀・土塁地区	保存	復旧	土塁・堀上の樹木の伐採・剪定	土塁および空堀上	市		●					
				土塁の破損箇所の修復	土塁および斜面	市		●					
			修景・植栽整備・植生管理	樹木の整理伐採	遺構上以外の密生木・危険木等	寺		●					
		活用	園路・広場	園路整備(既存通路)	既存通路	市		●					
			維持管理整備	柵の設置	墓地等立ち入り規制箇所	市		●					

●：測量・実施設計 ■：整備

エリア	地区	整備区分	整備項目	整備概要	箇所	事業主体	第1期整備事業 (短期計画)				中期計画		長期計画 約10箇年
							R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	前半 (5年)	後半 (5年)	
(外堀に囲まれた寺内エリア)	寺内西地区	活用	基盤整備	地形造成、雨水排水系統の整備	エリアー円・追加指定地	市	●	●	■				
			遺構表現	堀の平面表示	外堀A・B(江戸時代)	市	●	■					
			修景・植栽整備・植生管理	樹木の整理伐採	本堂西側(スギ・ヒノキ等)	市	●						
				修景木等植栽	広場周縁部等・追加指定地	市		●	■				
			園路・広場	広場の整備	エリアー円・追加指定地	市		●	■				
				園路の整備(管理用含む)の整備	一部外堀表示施設兼用・追加指定地	市		●	■				
			便益施設	ベンチ・野外卓等休憩施設の整備		市		●	■				
			維持管理施設	管理用柵等の整備		市		●					
				給電・給水等設備施設の整備		市		●					
	百姓家・屋敷地・角寺地区	代官・侍屋敷 活用	公開・活用施設	古民家の改修(トイレ・史跡情報提供・ボランティア拠点等)		市			●	■			
			広場	広場の整備(既存施設の撤去等)	民家周辺(既存施設の撤去等)	市			●	■			
			便益施設	ベンチ等休憩施設の整備		市			●	■			
			維持管理施設	堀等外構整備(既存木剪定含む)	県道沿い(既存施設の撤去等)	市			●	■			
		活用	維持管理施設	ガードレール	外堀D周囲(既存施設の撤去等)	市					●		
			遺構の表現	堀の表示等整備	外堀E	市						●	
				堀の表示等整備	外堀F	市						●	
				建物跡等の遺構表示	屋敷地・角寺等の遺構	市					●		
外堀外エリア	A 外堀区外	活用	便益施設	駐車場の整備		市		●					
				トイレ(浄化槽)の整備(休憩・倉庫機能・水飲み含む)		市			●	■			
	B 外堀区外	活用	公開・活用施設	ガイダンス施設の整備		市						●	
			便益施設	駐車場、トイレの整備		市						●	
全体		活用	管理・運営	防犯目的の夜間照明の整備	南側市道沿い、本堂	市			●	■			
			公開・活用施設	サインの整備	全域	市		●	■		●	●	
				ICTによる情報提供		市					●	●	

第2節 全体整備計画図

◆整備計画平面図(短期計画)



◆整備イメージ図

